

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

# 続・厳格化する米国の輸出管理法令 留意点と対策

2021年8月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所  
海外調査部

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

I.	輸出管理改革法制定後の動き	2
II.	輸出管理の分野における最近の動き	5
A.	最終使用者 (End User) / 最終用途 (End Use) に基づく規制	5
1.	End User および End Use 規制とは	5
2.	Military End Use / Military End User 規制の改正	9
3.	法令遵守上の留意点	11
B.	Entity List 規制	13
1.	Entity List とは	13
2.	Entity List による Huawei グループ企業への輸出規制の経緯	14
3.	Entity List と直接製品規制の組み合わせによる Huawei グループ企業に対する輸出規制の強化	14
C.	新たな規制対象分野 -- 新興技術および基盤技術	18
1.	背景・経緯	18
2.	新興技術の輸出規制	19
3.	基盤技術の輸出規制	21
4.	多国間枠組みでの合意を踏まえた米国の対応	22
5.	法令遵守上の留意点	23
D.	みなし輸出、みなし再輸出	24
1.	みなし輸出 (deemed export) とは	24
2.	みなし再輸出 (deemed reexport) とは	25
3.	法令遵守上の留意点	26
E.	デミニミス (de minimis) ルール	27
1.	デミニミスルール	27
F.	香港の扱い	31
1.	背景・経緯	31
2.	香港特別行政区を中国と区別して扱う EAR 条項の削除	32
G.	一般禁止条項 10 (General Prohibition Ten) について	33
1.	一般禁止条項 (General Prohibitions) とは	33
2.	一般禁止条項 10 (General Prohibition Ten)	34
3.	一般禁止条項 10 に関する留意点	35
III.	最近の法令執行の具体例	36
1.	Nordic Maritime (シンガポール企業) による違反 (2020 年 8 月 19 日)	36
2.	Avnet Asia (シンガポール企業) による違反 (2021 年 1 月 29 日)	39
3.	Beng Sun Koh (シンガポール企業 CEO) による違反 (2020 年 1 月 24 日)	40
4.	Ghaddar Machinery Co., SAL による違反 (2019 年 11 月 27 日)	40
IV.	法令遵守体制整備に際しての留意点等	41
A.	米国の輸出管理法令遵守体制整備の意義	41
1.	EAR が適用され得る広範囲な米国内外の取引	41
2.	厳しい罰則規定	42
B.	EAR 遵守のためのリスク管理対策	44
1.	EAR 遵守のための主要な要素	44

## はじめに

米国議会は2018年8月、「2018年輸出管理改革法（ECRA）」を制定しました。その後、同法に基づき輸出管理の権限を与えられた米商務省は、同法で規定された基本的な輸出管理政策や方針を具体的に施行するため、「輸出管理規則（EAR）」に必要な改正を随時おこない、様々な側面において輸出管理を強化してきました。

その動きの中には、「新興技術（Emerging Technologies）」として、技術の進展に合わせて規制が求められるようになった技術を新たに規制対象に加えることや、安全保障上リスクがあるとされた特定の外国企業に対する輸出管理を厳格化するという措置が含まれます。

それら措置については公開されてはいるものの、規則の内容が難解である、実際にどう運用されるのかが分からないといった理由から、ビジネス関係者にとっては日々のオペレーションのどの範囲を見直さねばならないのかが明確にならないなどの問題が起きております。サプライチェーンが国境をまたいで広がる今日、そうしたリスクがどこに存在するかの検証も複雑かつ困難になっています。

そこで本レポートは、2019年9月公開の「厳格化する米国の輸出管理法令」に続き、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て、これまで強化されてきた米国の輸出管理法令に関して、その留意点と法令を遵守する上で望ましい対策などに焦点を当てて作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって、輸出管理業務を行う上での一助となれば幸いです。

2021年8月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ニューヨーク事務所  
海外調査部 米州課

## I. 輸出管理改革法制定後の動き

2018年8月13日、2019年度国防授權法（John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019）の一部として制定された2018年輸出管理改革法（ECRA）内の輸出管理法（Export Control Act of 2018、ECA）は、それ以前に米国の軍民両用品（dual use items）の規制のための根拠として機能していた行政規則である輸出管理規則（Export Administration Regulations、EAR）に、より確固とした連邦法の根拠法を与えようとしたものでした。連邦議会は、それ以前に、EARの根拠法となる連邦法の制定を何度も試みましたが、連邦議会内での利害関係の調整が容易ではなく、未成立のままとなっていました。その間に、米国を取り巻く国際情勢が変化し、特に、米国内では中国が米国の国益に対する様々な挑戦をしているとの認識が高まりました。そのため、ECA法案の審議過程では、中国の挑戦を念頭に、米国がいかに対応すべきかとの議論が行われました。このような背景から、ECAは、新たな世界環境に適切に対応していくために、米国の輸出管理の目的や基本的政策の方向性や重要な方針を、改めてより恒久的な成文法により明確にしようとしたものでした。したがって、ECAは、米国が今後輸出管理を実施していくにあたっての基本的方針に関する長期間にわたる様々な議論を経た、今後の重要な戦略的アプローチに関するコンセンサスの内容を示すものと言えます<sup>1</sup>。

新たに制定されたECAで明確にされた米国の輸出管理に関する基本政策の多くは、それ以前の輸出規制関連法令の前提となっていた内容を改めて確認したのですが、中国に対する戦略的に重要な最新技術の流出防止を意識したECAでは、米国の輸出管理の目的の柱の一つとなっている国家安全保障上の利益を守るために必要な要素として、新たに「科学、技術、工学、および製造部門における米国の指導的立場の維持」が明確に掲げられました。

ECAでは、これを具体的に推進するため、規制対象の新たな分野として、米国の安全保障にとり不可欠な「新興技術」および「基盤技術」という概念が導入され、大統領の指揮下で商務長官が、規制の対象とすべきこれらの技術の内容を特定し、少なくとも、米国の（武器輸出禁止国<sup>2</sup>を含む）禁輸国向けの輸出、再輸出または移転については、事前許可制とすることが義務づけられました。

ECA制定以降、ECAで義務づけられた内容の実施にあたっている商務省のこれまでの動きを見ると、同省は他の連邦政府機関とも緊密な協議を続けるとともに、米国の最先端技術の研究、開発、商業化を主導している産業界からも意見を聴取しています。その上で、米国が一方的にこれらの技術の輸出規制をすることが、米国産業界の世界市場における競争力や、米国企業の中長期的な技術開発能力に及ぼす影響なども考慮し、規制対象とすべき新興技術や基盤技術の内容をできるだけ絞り込み、また、可能な限り、他の関係諸国とも緊密な調整をしようとする姿勢が伺えます。

ECA制定後、米国内の産業界からは、ECAによる過度の輸出規制がもたらし得る米国の競争力への影響につき様々な意見が商務省に対して提出され、例えば、米国半導体産業協会（SIA）は2019年1月、ECAによる規制強化が米国の半導体産業の競争力に与える影響につき、懸念を表明しました<sup>3</sup>。また、米国のコンピュータ業界団体も、規制されるべき新興

<sup>1</sup> ECA制定の背景及びECAの主要規定の概要については、2019年9月の日本貿易振興機構調査報告レポート「厳格化する米国の輸出管理法令」をご参照ください。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf)

<sup>2</sup> 中国は、1989年以降現在に至るまで米国の武器輸出禁輸国に指定されています。

<sup>3</sup> <https://www.semiconductors.org/sia-files-comments-on-emerging-technologies/>

技術の特定については、時間を掛けて慎重に行われるべきであるとの見解を商務省に伝えました<sup>4</sup>。さらに民間のシンクタンクからも、効果的な輸出管理体制の構築のためには、官民の緊密な協議と協力関係が必要であるとの指摘がなされ<sup>5</sup>、また、規制の強化が個別の商業品に及ぼす悪影響に懸念する声や、多国間の輸出管理レジームの場で緊密に協議することの重要性が訴えられました<sup>6</sup>。一部の関係者からは、新たな技術に対する輸出規制の効果に懐疑的な見解が表明され<sup>7</sup>、新たな技術に対して輸出規制を行うことは、米産業にとり大きな経済的損失をもたらすリスクがあるとの懸念が表明されました<sup>8</sup>。

他方、ECA 制定以降も、米政府機関の間では、中国が米国の世界における指導的地位を脅かしつつあることに対して、政府全体が総力を挙げて戦略的に取り組むべきとの意識が益々高まりつつあり<sup>9</sup>、この文脈の中で、米大統領府が 2020 年 10 月に公表した、「極めて重要な技術や新興技術のための国家戦略（National Strategy for Critical and Emerging Technologies）」では、これらの技術の優位性を保っていくことの重要性が訴えられています<sup>10</sup>。

ECA の施行規則である EAR を所掌している米商務省の産業安全保障局（BIS）では、益々増大しつつある中国の影響力に対し、米国内で戦略的に対応することの重要性に関する意識が高まりつつあることを踏まえ、さらに、米国産業界の声にも注意を払いながら、ECA で明示的に規制強化が義務づけられている新たな技術分野の特定や輸出管理については慎重な対応姿勢を維持しています。同時に、米中間の対立関係が高まりつつある環境を背景に、BIS は、米国が特に懸念している中国の（軍民融合や人権問題などを含む）特定の問題に対しては、既存の輸出管理法令の枠組みを利用し、EAR の改正や BIS の裁量権などを活用し、一部の中国企業や産業に対する規制を重点的に強化しようとする動きがみられます。このような ECA 制定後の BIS の動きは、EAR の対象となる全ての品目の輸出規制に直結するため、米国外で EAR 対象品目を扱う企業などの事業活動にも少なからずの影響を及ぼしています。

本報告書では、ECA 制定後の上述の動きを具体的に紹介するとともに、日本など米国外で事業活動を行う企業などが EAR 遵守の観点から特に留意するのが望ましい規定として、以下の項目につき、そのポイントを概説します。

- A. 最終使用者、最終用途規制
- B. エンティティー・リスト（Entity List）規制
- C. 新興技術、基盤技術

<sup>4</sup> <https://www.acm.org/binaries/content/assets/public-policy/cra-bis-export-control-comments.pdf>

<sup>5</sup> [http://exportcontrols.info/key\\_elements.htm](http://exportcontrols.info/key_elements.htm)

<sup>6</sup> <https://www.csis.org/analysis/comments-department-commerce-bureau-industry-and-security>

<sup>7</sup> <https://techliberation.com/2018/11/28/emerging-tech-export-controls-run-amok/>

<sup>8</sup> <https://itif.org/publications/2019/05/20/extending-export-controls-emerging-technologies-could-cost-us-businesses-563>

<sup>9</sup> <https://china.usembassy-china.org.cn/wp-content/uploads/sites/252/U.S.-Strategic-Approach-to-The-Peoples-Republic-of-China-Report-5.24v1.pdf>

<sup>10</sup> <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2020/10/National-Strategy-for-CET.pdf>

- D. みなし輸出、みなし再輸出
- E. デミニミス・ルール
- F. 香港の扱い
- G. 一般禁止条項 10

## II. 輸出管理の分野における最近の動き

### A. 最終使用者 (End User) / 最終用途 (End Use) に基づく規制

#### 1. End User および End Use 規制とは<sup>11</sup>

EAR では、「EAR 対象品目<sup>12</sup>」を輸出、再輸出または移転<sup>13</sup>しようとする者が、輸出、再輸出または移転の時点で、当該品目が（米国が取引禁止の対象などと指定している）特定の最終使用者 (End User) 向け、または、当該品目が（米国が政策上問題視している）特定の最終用途 (End Use) のために、輸出、再輸出、または移転されることを「承知している」場合には、BIS より事前の許可を得ない限り、そのような輸出、再輸出、または移転は原則として禁止される旨規定しています<sup>14</sup>。

この点、EAR における「承知している (have knowledge)」とは、実際に特定の事実を認知している場合のみならず、特定の事象が将来高い確率で発生するとの認識がある場合も含まれます。また、事実関係を無視しようとしたり、事実関係の確認を意図的に避けようとした場合、上記の認識があったものと推定されることに注意が必要です。

特定の最終用途、最終使用者向けとは、具体的には以下のものを指します。

#### (a) 核関連の用途 (certain nuclear end-uses) <sup>15</sup>

核爆発関連の活動、その他原子炉の研究、開発、設計、建設、運営、維持などに用いられる品目。

<sup>11</sup> ジェトロレポート「厳格化する米国の輸出管理法令」の III. J. 参照。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf)

<sup>12</sup> 「EAR 対象品目 (item subject to the EAR)」とは、以下のいずれかに該当する品目を意味します。15 CFR § 734.3 (a) .

- (a) 米国内にある全ての品目 (all items in the United States) (原産地に拘わらず、第三国から米国を経由する品目も含む)、
- (b) 米国原産の全ての品目 (all U.S. origin items) (その存在場所を問わない)、
- (c) 米国外で製造された産品 (foreign-made commodities) で何らかの米国原産の輸出規制産品が組み込まれたもの、もしくは米国原産の規制対象となっているソフトウェアと一括となっているもの、外国で製造されたソフトウェアで米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアが混合されているもの、または外国産の技術で米国原産の輸出規制対象となっている技術を含むもの、
- (d) 米国原産の技術またはソフトウェアを直接用いて外国で製造された製品、および、
- (e) 米国原産の技術もしくはソフトウェアを直接用いた成果物として、米国外に存在する工場またはそのような工場の重要な部分で製造された特定の産品。

<sup>13</sup> EAR は「移転 (transfer)」につき、以下の通り定義しています。

“Transfer” means a shipment, transmission, or release of items subject to the EAR either within the United States or outside the United States. 15 CFR § 772.1. Except as set forth in § 734.18 (a) (3), a Transfer (in-country) is a change in end use or end user of an item within the same foreign country. Transfer (in-country) is synonymous with In-country transfer. 15 CFR § 734.17. “Use” is defined as “[o]peration, installation (including on-site installation), maintenance (checking), repair, overhaul and refurbishing.” 15 CFR § 772.1.

<sup>14</sup> 15 CFR § 744.1.

<sup>15</sup> 15 CFR § 744.2.



- (b) ロケットシステム、無人航空機関連の用途 (certain rocket systems and unmanned aerial vehicles end-uses) <sup>16</sup>

弾道ミサイルなどのロケットシステムおよび巡航ミサイルなどの無人航空機的设计、開発、製造または使用に用いられる品目。

- (c) 生物・化学兵器関連の用途 (certain chemical and biological weapons end-uses) <sup>17</sup>

生物・化学兵器的设计、開発、製造、貯蔵または使用に用いられる品目。

- (d) 海洋原子力推進の用途 (certain maritime nuclear propulsion end-uses) <sup>18</sup>

外国の海洋原子力推進プロジェクトに関連して使用される、海洋原子力推進プラント、その地上におけるプロトタイプおよびそれらの建設、支援または保守・維持管理 (maintenance) のための専用施設に関連する技術。

- (e) U.S. person<sup>19</sup>による特定の行為 (certain activities of U.S. persons) <sup>20</sup>

U.S. person による特定品目の輸出、再輸出、または移転およびその支援、ならびに契約、役務、または雇用の実施など。

- (f) 外国船舶または航空機関連の用途 (certain exports to and for the use of certain foreign vessels or aircraft) <sup>21</sup>

停泊または駐機している外国船舶または航空機における使用のために用いられる品目。建造・製造中のものも含む。

- (g) 行政命令 (Executive Order) <sup>22</sup> 13382 に基づいて指定された者への輸出および再輸出 (exports and reexports to persons designated pursuant to Executive Order 13382 - Blocking Property of Weapons of Mass Destruction Proliferators and Their Supporters) <sup>23</sup>

大量破壊兵器拡散関連の活動等に関与したり、支援をしているとして特定された者への輸出または再輸出の制限。

- (h) カメラ、システムまたは関連部品 (exports, reexports, and transfers (in-country) of certain cameras, systems, or related components) <sup>24</sup>

---

<sup>16</sup> 15 CFR § 744.3.

<sup>17</sup> 15 CFR § 744.4.

<sup>18</sup> 15 CFR § 744.5.

<sup>19</sup> U.S. person とは、米国籍または米国永住権を有する個人、難民または亡命者として米国滞在が認められている個人、米国内の法令に基づき設立されている法人（その外国における支店などを含む）、およびその他米国内の者（個人または法人の双方）を意味します。15 CFR § 744.6. (c) .

<sup>20</sup> 15 CFR § 744.6.

<sup>21</sup> 15 CFR § 744.7.

<sup>22</sup> Executive Order は、日本語で「大統領令」と訳される場合もあります。

<sup>23</sup> 15 CFR § 744.8.

<sup>24</sup> 15 CFR § 744.9.

軍事最終需要者（II.A.2において詳述）により使用され、もしくは使用されうる、または軍事製品に使用されうる特定のカメラ、システムまたは関連部品に対する制限。

- (i) ロシアの特定の団体に対する制限（certain entities in Russia）<sup>25</sup>

特定されたロシアの団体への EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転に対する制限。

- (j) 米国の安全保障または対外政策上の利益に反して活動する団体に適用される輸出許可要求事項（License requirements that apply to entities acting contrary to the national security or foreign policy interests of the United States）<sup>26</sup>

米国の安全保障または対外政策上の利益に反して活動する団体として特定された団体に対して課される輸出許可要件、許可例外の制限および輸出許可申請審査方針。

- (k) 行政命令 13224 に基づく特別指定国際テロリストへの輸出および再輸出に対する制限（Restrictions on exports and reexports to persons designated in or pursuant to Executive Order 13224（Specially Designated Global Terrorist, SDGT））<sup>27</sup>

世界規模で活動をしている国際テロリストとして特定された者（Specially Designated Global Terrorist : SDGT）<sup>28</sup>への輸出および再輸出に対する制限。

- (l) 行政命令 12947 に基づく特別指定テロリストへの輸出および再輸出に対する制限（Restrictions on exports and reexports to persons designated pursuant to Executive Order 12947（Specially Designated Terrorist）（SDT））<sup>29</sup>

テロリストとして特定された者（Specially Designated Terrorists : SDT）<sup>30</sup>への輸出および再輸出に対する制限。

- (m) 外国テロリスト団体として特定されている者への輸出および再輸出に対する制限（Restrictions on exports and reexports to designated Foreign Terrorist Organizations（FTOs））<sup>31</sup>

---

<sup>25</sup> 15 CFR § 744.10.

<sup>26</sup> 15 CFR § 744.11.

<sup>27</sup> 15 CFR § 744.12.

<sup>28</sup> 米国の同時多発テロ直後の 2001 年 9 月 23 日に発令された行政命令 13224（EO 13224）に基づき、米財務長官または米国務長官により特定された国際テロリストグループまたはそれらのグループに所属する個人で、そのようなテロリストとして指定された者は、財務省が管轄している行政規則（Appendix A to 31 CFR Chapter V で公表しているリスト（SDN List）の中で、[SDGT] という印が付されています。  
<https://www.treasury.gov/ofac/downloads/sdnlist.pdf>

<sup>29</sup> 15 CFR § 744.13.

<sup>30</sup> 1995 年 1 月 23 日に発令された行政命令 12947（EO 12947）に基づき特定されたテロリスト団体および個人で、財務省が管轄している行政規則（Appendix A to 31 CFR Chapter V で公表しているリスト（SDN List））のなかで、[SDT] という印が付されています。

<sup>31</sup> 15 CFR § 744.14.

外国テロリスト団体として特定されている者（Foreign Terrorist Organizations: FTOs）<sup>32</sup>への輸出および再輸出に対する制限。

- (n) 未検証者リストに掲載された者への輸出、再輸出および（国内）移転に対する制限（Restrictions on exports, reexports and transfers (in-country) to persons listed on the unverified list）<sup>33</sup>

未検証者リスト（Unverified List : UVL）<sup>34</sup>に掲載された者に対する輸出、再輸出および移転に対する制限。

- (o) Entity List に掲載されている法人など<sup>35</sup>

米国の安全保障または外交政策上の利益に反し得ると認定された者のリストである Entity List<sup>36</sup>に掲載されている者（II.B において詳述）への輸出、再輸出および移転に対する制限。

- (p) マイクロプロセッサならびに関連する「ソフトウェア」および「技術」であって、軍事最終用途および軍事最終需要者に向けて用いられるものの輸出、再輸出および移転に対する制限（Restrictions on certain exports, reexports and transfers (in-country) of microprocessors and associated “software” and “technology” for “military end uses” and to “military end users.”）<sup>37</sup>

一定の性能以上のマイクロプロセッサの製造または開発に関連するソフトウェアおよび技術であって、軍事最終用途および軍事最終需要者に用いられるものの輸出、再輸出および移転に対する制限。

- (q) 行政命令 13315 の中で、またはこれに基づいて指定された者への輸出（Restrictions on exports, reexports, and transfers to persons designated in or pursuant to Executive Order 13315）<sup>38</sup>

旧イラク政権、その上級官僚およびその家族として指定された者<sup>39</sup>への輸出、再輸出および移転に対する制限。

- (r) 特定の法令に従って制裁を受けた者に関する輸出許可方針（Licensing policy regarding persons sanctioned pursuant to specified statutes）<sup>40</sup>

---

<sup>32</sup> 財務省が管轄している行政規則（Appendix A to 31 CFR Chapter V で公表しているリスト（SDN List）のなかで、[FTO]という印が付されています。

<sup>33</sup> 15 CFR § 744.15.

<sup>34</sup> 15 CFR § 744. Supplement No. 6.

<sup>35</sup> 15 CFR § 744.16.

<sup>36</sup> 15 CFR § 744. Supplement No. 4.

<sup>37</sup> 15 CFR § 744.17.

<sup>38</sup> 15 CFR § 744.18.

<sup>39</sup> 2003年8月28日に発令された行政命令 13315（EO 13315）に基づき特定された団体および個人で、財務省が管轄している行政規則（Appendix A to 31 CFR Chapter V で公表しているリスト（SDN List）のなかで、[IRAQ2]という印が付されています。

<sup>40</sup> 15 CFR § 744.19.

いずれかの取引当事者（申請者、購入者、中間荷受人、最終荷受人または最終需要者など）が特定の制裁法または輸出管理法等に基づく制裁を受けている場合の輸出許可の拒絶。

- (s) 特定の制裁対象団体に適用される輸出許可要求事項（License requirements that apply to certain sanctioned entities）<sup>41</sup>

国務省が制裁の対象として指定した特定の団体に関して、外交政策上の規制として行われる、輸出、再輸出または移転の輸出許可要求および輸出許可方針の設定。

- (t) 中国、ロシア、またはベネズエラにおける特定の軍事最終用途または軍事最終需要者に対する制限事項（Restrictions on certain 'Military end uses' in the People's Republic of China (PRC) or for a 'Military end use' or 'Military end user' in Russia or Venezuela）<sup>42</sup>

中国、ロシア、またはベネズエラにおける軍事最終用途または軍事最終需要者のために用いられると承知している場合の輸出、再輸出、または移転の制限。

## 2. Military End Use / Military End User 規制の改正

### (a) Military End Use / Military End User 規制条項

上述の通り、EAR では、EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転に関連し、特定の最終用途に用いられることを承知している場合や、特定の最終使用者が使用することを承知している場合には、事前に BIS の許可（ライセンス）を得ることが義務づけられています。この一環として、特に、軍事関連の最終用途や最終使用者向けの、特定の EAR 対象品目については、Military End User / Military End Use という特別な条項（「MEU 規制」）が定められ、その輸出、再輸出または移転にかかる規制のレベルが強化されています。

具体的には、EAR の Part744 の Supplement No. 2 にリストされている品目（「軍用規制品目」）を輸出、再輸出または移転しようとする者が、輸出、再輸出または移転をしようとする時点において、そのいずれかの品目の一部または全部が、中国、ロシア、またはベネズエラの軍事最終用途または軍事最終使用者に仕向けられたものであると承知している場合には、事前に BIS より許可を得ない限り、当該輸出、再輸出または移転は禁止されます。

この MEU 規制については、2020 年 6 月 29 日に EAR が改正され、その規制内容がさらに強化されました。ここでは、この規制強化の概要を説明します。

### (b) 改正前の MEU 規制

2020 年 6 月 29 日に EAR の関連条項が改正される前の規定では、軍事最終用途および軍事最終使用者は、それぞれ以下の通り定義されていました。

「軍事最終用途（Military End Use）」

---

<sup>41</sup> 15 CFR § 744.20.

<sup>42</sup> 15 CFR § 744.21.

米国軍需用品リスト (USML) (22 CFR part 121、国際武器取引規則)<sup>43</sup>に定める軍事品目への組み込み、ワッセナー・アレンジメント軍事品目リスト (ワッセナー・アレンジメントのウェブサイト <http://www.wassenaar.org/control-lists> で規定される) への組み込み、末尾が「A018」の輸出管理分類番号 (ECCN) もしくは「600 シリーズ」の ECCN<sup>44</sup> に分類される品目への組み込み、または、USML もしくはワッセナー・アレンジメント軍事品目リストで規定される軍事品目、もしくは末尾が「A018」の ECCN もしくは「600 シリーズ」の ECCN に分類される品目の「使用」、「開発」もしくは「製造」を目的とするもの。  
「軍事最終用途」は、§ 744 付則 2<sup>45</sup>に定める ECCN 9A991 に分類される品目の「配備」も意味する。

#### 「軍事最終使用者 (Military End User) 」

国軍 (陸軍、海軍、海兵隊、空軍もしくは沿岸警備隊)、国家警備隊、国家警察、政府の諜報機関もしくは偵察組織、または活動もしくは機能が「軍事最終用途」を支援することを目的としている個人もしくは団体をいう。

#### (c) 改正後の MEU 規制<sup>46</sup>

しかし BIS は、2020 年 6 月 29 日付で軍事最終用途の定義を拡大し、軍事品目への組み込み、開発または製造に限らず、軍事品目の操作、設置、保守、修理、オーバーホール、改造・改装などに用いられまたは貢献するすべての品目 (any item) についても、規制の対象としました。

2020 年 6 月 29 日以降の Military End Use の定義は以下のとおり (下線部追加箇所) です。Military End User の定義には変更はありません。

米国軍需用品リスト (USML) (22 CFR part 121、国際武器取引規則) に定める軍事品目への組み込み、末尾が「A018」の ECCN もしくは「600 シリーズ」の ECCN に分類される品目への組み込み、または、USML で規定される軍事品目、もしくは末尾が「A018」の ECCN もしくは「600 シリーズ」の ECCN に分類される品目の操作、設置、保守、修理、オーバーホール、改造・改装、「開発」もしくは「製造」に用いられ、もしくはこれに貢献するすべての品目。

上記定義については、軍事最終使用者の範囲が広範になる可能性があることから、多くの関係者が BIS に対し懸念を表明し、何らかの明確化かガイダンスの提供を行うよう要請していました。

#### (c) Military End User の指定

こうした懸念も踏まえ、BIS は、2020 年 12 月 23 日付官報において、EAR を改正し Military End User List (「MEU リスト」) を新設するとともに、58 の中国企業および 45

<sup>43</sup> [https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=pt22.1.121#se22.1.121\\_11](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=pt22.1.121#se22.1.121_11)

<sup>44</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/component/faq/faq/cat/62-600-series-items-2>

<sup>45</sup> [https://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=5ef3047a95acd13f8ade5e7d460089af&mc=true&n=pt15.2.744&r=PART&ty=HTML#ap15.2.744\\_122.2](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=5ef3047a95acd13f8ade5e7d460089af&mc=true&n=pt15.2.744&r=PART&ty=HTML#ap15.2.744_122.2)

<sup>46</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-04-28/pdf/2020-07241.pdf>

のロシア企業を軍事最終使用者として指定することを公表し、当該改正は即日施行されました<sup>47</sup>。同日付リストには中国航空工業集団（AVIC）の関連企業7社や、ロシアの大手航空機企業等が含まれています。

さらに、2021年1月14日には、中国海洋石油集団（CNOOC）を Entity List に追加すると併せて、北京天驕航空産業投資会社（スカイリゾン）を MEU リストに追加されました（1月15日官報で公示）<sup>48</sup>。

ただし、MEU リストは完全に網羅的なものではないため、リストに含まれていない法人などが軍事最終用途または軍事最終使用者に基づく規制の対象とならないことを意味するわけではないことに注意が必要です。

### 3. 法令遵守上の留意点

上記の規制を踏まえ、企業としては、EAR 対象品目の輸出者、再輸出者、譲受人などが、特定の最終用途または最終使用者、特に軍事最終用途または軍事最終使用者に該当するか否かについて、どの程度の確認を行う必要があるのかが問題となります。

一般的な事項として、BIS は EAR 対象品目を輸出する企業が顧客や取引関係者についてデューデリジェンスを実施することを期待しており、そのために、デューデリジェンスの指標となる「Know Your Customer (KYC)」ガイダンスを公表しています<sup>49</sup>。

どの程度のデューデリジェンスが必要となるかは、事案によって異なり、取引や関係者のおかれた状況に左右されます。この点、公開情報を確認することは重要な要素となりますが、公開情報がエンドユーザーについて曖昧であったり、その他特殊な状況やレッドフラッグ（危険信号）が存在する場合には、追加のステップが必要となる場合があります。このような追加的ステップとして、エンドユーザーからの表明保証を求めたり、民間の調査会社にエンドユーザーの身元調査を依頼したりするなどの手段があり得ます。

この点、本項1および2でみたとおり、EAR 対象品目が特定の最終用途または特定の最終使用者（軍事最終用途または軍事最終使用者）に使用されると承知している場合には、BIS の事前許可または許可例外（MEU 対象品目については事前許可のみ）の適用はなく、輸出、再輸出または移転することが禁止されます。上述のとおり、この場合の「承知している」には、実際に特定の事実を認知している場合のみならず、特定の事象が将来高い確率で

<sup>47</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-12-23/pdf/2020-28052.pdf>

<sup>48</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notice/federal-register-2021/2706-public-display-vers-entity-list-and-meu-list-final-rule-on-public-display-and-effective-on-1-14-21-published-1-15-21/file>

<sup>49</sup> 15 CFR 742. Supplement No.3.

KYC ガイダンスにおいては、不適切な最終用途、最終使用者または仕向地に輸出される可能性があることを示すレッドフラッグ（危険信号）として、例えば顧客や購買担当者が最終用途に関する情報提供に消極的である、製品の機能が買主のビジネスラインに合わない、注文された製品が出荷先の国の技術レベルに適していない、顧客にビジネスの実績がない、高価な商品について現金での支払いを希望している、定期的なメンテナンスサービスなどを断られた、納期が曖昧または配送先が僻地に指定されている、貨物運送事業者が製品の最終目的地とされている、出荷ルートが特殊、包装が予定された出荷方法または仕向地と合っていないなどの事情が例示されています。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/23-compliance-a-training/47-know-your-customer-guidance>

発生するとの認識がある場合も含まれるほか、事実関係を無視しようとしたり、事実関係の確認を意図的に避けようとした場合には、認識があったものと推定されることとなります。

従って、**EAR** 対象品目が特定の最終用途または特定の最終使用者に使用されるか否かを判断するためのデューデリジェンスを実施するための基準や手順は、最低限のチェックリストを定めるだけでは十分ではなく、当該関係者が特定の最終用途または最終使用者と関係している可能性が高いことを示す状況、認識またはその他の事由がある場合には追加的な検証を実施できる柔軟性を持ったものである必要があります。

特に新しい **MEU** 規制の下では、追加的な調査が必要となるレッドフラッグと、それに対しいかなる調査が行われるべきかを明確にした、**KYC** 手続きを含む輸出管理遵守手続きを整備することの重要性が強調されており、中国、ロシア、またはベネズエラ向けの特定品目の輸出、再輸出または移転には慎重にデューデリジェンスを行う必要があります。**BIS** は、新たな **MEU** リスト規制を発表するにあたり、特に軍民融合が進む中国のエンドユーザーについては、「より精緻な調査が必要になる」と指摘しています。

デューデリジェンスを実施した結果、取引関係者が特定の最終用途または特定の最終使用者と関係している重大な懸念があるにもかかわらず、取引をする場合には、**BIS** に連絡し<sup>50</sup>、会社が知っている事実や状況を開示した上で、**BIS** の指導を求め、ライセンス申請を行うことができます。このような場合、**BIS** から適切な説明または承認を得るまでは、当該当事者が関与する **EAR** 対象品目の輸出、再輸出または移転を行うことは控える必要があります。

---

<sup>50</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/about-bis/contact-bis>  
<https://www.bis.doc.gov/index.php/licensing/simplified-network-application-process-redesign-snap-r>



## B. Entity List 規制

### 1. Entity List とは

Entity List とは、米国の安全保障または外交政策上の利益に反する活動に関与している、関与していることに伴う、または関与することとなる重大なリスクがある、と合理的に判断される者を特定したリストを指します<sup>51</sup>。Entity List は EAR の一部となっており、随時必要に応じ、改訂されています。最新の Entity List へは、次のリンクを通じてアクセスができます。

[https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=0dd45a534d61a07063b09c4810877411&mc=true&node=ap15.2.744\\_122.4&rgn=div9](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=0dd45a534d61a07063b09c4810877411&mc=true&node=ap15.2.744_122.4&rgn=div9)

EAR 対象品目にかかる取引について、Entity List に掲載されている者が特定の取引の当事者となっている場合、その取引に関連する輸出、再輸出または移転を行おうとする者は、Entity List に掲載されている者に適用されるライセンス条件に従うことが義務づけられています。特定の取引の当事者となっている場合とは、当該 EAR 対象品目の「購買者 (purchaser) <sup>52</sup>」、「中間荷受人 (intermediate consignee) <sup>53</sup>」、「最終荷受人 (ultimate consignee) <sup>54</sup>」または「最終使用者 (end-user) <sup>55</sup>」である場合を意味します。<sup>56</sup>

ほとんどの場合、Entity List に掲載されている者が関与する取引に関連して、EAR 対象品目を輸出、再輸出または移転をする場合には、事前に BIS より許可 (ライセンス) を得ることが義務づけられています。したがって、EAR 対象品目を輸出、再輸出または移転をしようとする者は、当該 EAR 対象品目の購買者のみならず、その中間荷受人、最終荷受人または最終使用者が、Entity List に掲載されていないか否か、確認をすることが必要になります。

特定の者が Entity List に掲載されるか否かは、上述の通り、当該者が「米国の安全保障または外交政策上の利益に反する活動」に関与している、または、することとなる重大なリスクがあるか、を基準として判断されます。また、「米国の安全保障」や「外交政策上の利益」の判断も、行政当局の裁量で行われ得ることから、Entity List は、外国の者に対し

---

<sup>51</sup> 15 CFR § 744.16.

<sup>52</sup> 「購買者 (purchaser)」とは以下の通り定義されています。

The person abroad who has entered into a transaction to purchase an item for delivery to the ultimate consignee. In most cases, the purchaser is not a bank, forwarding agent, or intermediary. The purchaser and ultimate consignee may be the same entity. 15 CFR § 772.1.

<sup>53</sup> 「仲介業者 (Intermediate consignee)」とは、以下の通り定義されています。

The person that acts as an agent for a principal party in interest for the purpose of effecting delivery of items to the ultimate consignee. The intermediate consignee may be a bank, forwarding agent, or other person who acts as an agent for a principal party in interest. 15 CFR § 772.1.

<sup>54</sup> 「最終荷受人 (Ultimate consignee)」とは、以下の通り定義されています。

The principal party in interest located abroad who receives the exported or reexported items. The ultimate consignee is not a forwarding agent or other intermediary, but may be the end-user. 15 CFR § 772.1.

<sup>55</sup> 「最終使用者 (End-user)」とは、以下の通り定義されています。

The person abroad that receives and ultimately uses the exported or reexported items. The end-user is not a forwarding agent or intermediary, but may be the purchaser or ultimate consignee. 15 CFR § 772.1.

<sup>56</sup> 15 CFR § 744.16 (a) .



て、米国政府当局が何らかの制裁措置を科そうとする場合、弾力的かつ一方的に利用し得る手段となり得ます。

Entity List に掲載された者は、EAR 対象品目に実質的にアクセスできなくなることから、Entity List 掲載者が事業上 EAR 対象品目を利用して物品やサービスを提供している場合には、甚大な影響を受けることになります。Entity List に掲載された者は、米当局に対して同リストからの削除を求めることができますが、そのためには、自らが Entity List に掲載されるべき合理的な根拠がないことを示す必要があります<sup>57</sup>。

## 2. Entity List による Huawei グループ企業への輸出規制の経緯

BIS は 2019 年 5 月 16 日、Huawei Technologies Co., Ltd. (「Huawei」) および同社の傘下にある会社は米国の技術を米国の安全保障と外交政策上の利益を損なう活動に利用する重大な危険性があるとして、同社およびその米国の関連会社を除く 68 関連会社を Entity List に掲載し、EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転に際し、原則として、BIS の事前許可 (ライセンス) を取得することを義務づけました<sup>58</sup>。BIS が上記判断を行った背景の一つには、米連邦検事当局により 2019 年 1 月 28 日に起訴された、イランの顧客に対する米国原産品目などの供給および当該事実を隠蔽するための金融機関に対する虚偽説明の嫌疑<sup>59</sup>があることが示されています。さらにこれに続き、BIS は 2019 年 8 月 19 日、同様の理由で 46 の (米国の関連会社を除く) Huawei 傘下の企業を Entity List に追加しました。

## 3. Entity List と直接製品規制の組み合わせによる Huawei グループ企業に対する輸出規制の強化

### (a) 2020 年 5 月 15 日の改正<sup>60</sup>

米国政府は、Huawei グループ会社が Entity List に掲載された後も、米国が戦略的にその指導的地位を維持することが重要と位置づけている、半導体などを含む電子機器、コンピュータ、通信関連の機器、ソフトウェア、技術等の規制品目などが、第三国を経由するなどして Huawei に供給され続けていることを懸念し、2020 年 5 月 15 日、直接製品規制に関する規則および Entity List を改正する形で、Huawei グループ企業に限定して適用される新たな輸出規制の枠組みを策定しました。

これにより、後掲の (i) または (ii) に該当する外国製造品目 (foreign-produced item) については、当該製品が Entity List で脚注 1 (footnote 1) が付されている法人など<sup>61</sup>に渡

<sup>57</sup> 15 CFR § 744.16 (e) .

<sup>58</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-21/pdf/2019-10616.pdf>

<sup>59</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf) (IV.B.2)

<sup>60</sup> 官報に公告された正式な改正内容は、以下のリンクより入手可能です。

Export Administration Regulations: Amendments to General Prohibition Three (Foreign-Produced Direct Product Rule) and the Entity List 85 Fed. Reg. 29,849 (May. 19, 2020) (codified at 15 CFR Parts 730, 732, 736, and 744), available at:

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-19/pdf/2020-10856.pdf>

<sup>61</sup> 脚注 1 が付されている法人などとは、Entity List の事前許可が義務付けられる対象品目 (License Requirement) 欄に、脚注 1 が適用されることを示す小さな数字 1 が付されている法人を指します。Entity List で脚注 1 (footnote 1) が付されている法人のリストは、以下のリンクを通じて得られる Entity List の最新版で確認ができます。 [https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=d01ff81147285c2233860c6ef1eaffdf&mc=true&node=ap15.2.744\\_122.4&rgn=div9](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=d01ff81147285c2233860c6ef1eaffdf&mc=true&node=ap15.2.744_122.4&rgn=div9)

ると承知しながら、輸出、再輸出、または移転をする場合には、事前に BIS の許可（ライセンス）を得ることが義務づけられました。

- (i) 脚注 1 が付されている法人などにより製造または開発された外国製造品目であって、BIS 管理の規制品目リスト（Commerce Control List : CCL）に掲載されている特定の輸出管理分類番号（ECCN）<sup>62</sup>に該当する「技術（technology）」<sup>63</sup>または「ソフトウェア（software）」<sup>64</sup>の直接製品（direct product）<sup>65</sup>
- (ii) 脚注 1 が付されている法人などによって製造または開発された製品であって、CCL に掲載されている特定の輸出管理分類番号（ECCN）に該当する「技術」もしくは「ソフトウェア」の直接製品である米国外の工場・施設・設備（plant）またはその大きな一部分を構成するもの（major component of a plant）<sup>66</sup>により生産された直接製品

しかし、5月15日の直接製品規制に関する規則および Entity List の改正内容については、いわゆるデミニミスルール<sup>67</sup>（E.1において詳述）を利用することで Huawei グループ企業が規制を迂回しているなど、依然としてその実効性などに疑問が提起されました。そのため米商務省 BIS は 2020 年 8 月 17 日、直接製品規制および Entity List をさらに改正し、米国を原産とする特定の EAR 対象品目のソフトウェアまたは技術を利用して米国外で生産された品目の Entity List に掲載された Huawei グループ企業向け輸出、再輸出または移転の規制をさらに強化し、現在に至っています。

---

<sup>62</sup> 特定の ECCN とは、以下を指します。関連の各 ECCN の内容については、EAR、Part 774 の Supplement No. 1 を参照願います。 <https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774.12.1>  
Category 3 [Electronics]: 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991.  
Category 4 [Computers]: 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993.  
Category 5 [Telecommunications and “Information Security”]: 5D001, 5E001, 5D991 or 5E991.

<sup>63</sup> 「技術（technology）」とは、以下の通り定義されています。15 CFR § 772.1. (D.1.も参照)

Technology means:

Information necessary for the “development,” “production,” “use,” operation, installation, maintenance, repair, overhaul, or refurbishing (or other terms specified in ECCNs on the CCL that control “technology”) of an item.

N.B.: Controlled “technology” is defined in the General Technology Note and in the Commerce Control List (supplement no. 1 to part 774 of the EAR).

**Note 1 to definition of Technology:** “Technology” may be in any tangible or intangible form, such as written or oral communications, blueprints, drawings, photographs, plans, diagrams, models, formulae, tables, engineering designs and specifications, computer-aided design files, manuals or documentation, electronic media or information revealed through visual inspection.

**Note 2 to definition of Technology:** The modification of the design of an existing item creates a new item and technology for the modified design is technology for the development or production of the new item.

<sup>64</sup> 「ソフトウェア（software）」とは、以下の通り定義されています。15 CFR § 772.1.

Software. (Cat: all)—A collection of one or more “programs” or “microprograms” fixed in any tangible medium of expression.

<sup>65</sup> 「直接製品（direct product）」とは、以下の通り定義されています。15 CFR § 734.3 (a) (4) .

The term “direct product” means the immediate product (including processes and services) produced directly by the use of technology or software.

<sup>66</sup> 「米国外の工場・施設・設備の大きな構成物となっているもの（a major component of a plant）」とは、ある品目の「生産（production）」にとり不可欠（essential）な機器を意味し、品目のテスト用の機器も含まれます。

<sup>67</sup> 外国製物品に組み込まれた米国原産品の割合が、その価値において、あらかじめ設定されたデミニミスレベル（De Minimis Level: 最低限レベル）を超えない場合には、EAR の規制対象外とするもの。

(b) 2020年8月17日改正のポイント<sup>68</sup>

2020年8月17日の直接製品規制および Entity List 関連規則の改正により強化された外国製造品目に対する規制の概要は、次の通りです。

後掲の (A) または (B) に該当する外国製造品目 (foreign-produced item) については、後掲の (1) または (2) のいずれかに該当することを承知しながら<sup>69</sup>、そのような外国製造品目を、米商務省の事前許可なく、もしくは、許可例外の適用なく、輸出、再輸出または移転することが禁止される。

- (1) 外国製造品目が、脚注 1 が付されている法人などにより生産 (produced)、購入 (purchased)、もしくは発注された (ordered) いずれかの「部品 (part)<sup>70</sup>」、「コンポーネント (component)<sup>71</sup>」もしくは「機器 (equipment)<sup>72</sup>」に

<sup>68</sup> 官報に公告された正式な改正内容は、以下のリンクより入手可能です。

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/08/20/2020-18213/addition-of-huawei-non-us-affiliates-to-the-entity-list-the-removal-of-temporary-general-license-and>

<sup>69</sup> 上記 3 (a) と比べ、承知している情報や製品が脚注 1 が付されている法人などに渡ることから、本項

(1) または (2) のいずれかに該当することに変更されていることに注意が必要です。

<sup>70</sup> 「部品 (part)」とは、以下の通り定義されています。

“Part” is defined as any single unassembled element of a “component,” “accessory,” or “attachment” which is not normally subject to disassembly without the destruction or the impairment of design use. Examples include threaded fasteners (e.g., screws, bolts, nuts, nut plates, studs, inserts), other fasteners (e.g., clips, rivets, pins), common hardware (e.g., washers, spacers, insulators, grommets, bushings), springs and wire. 15 CFR § 772.1.

<sup>71</sup> 「コンポーネント (component)」とは、以下の通り定義されています。

“Component” is defined as an item that is useful only when used in conjunction with an “end item.”

“Components” are also commonly referred to as assemblies. For purposes of this definition, an assembly and a “component” are the same. There are two types of “components”: “Major components” and “minor components.” A “major component” includes any assembled element which forms a portion of an “end item” without which the “end item” is inoperable. For example, for an automobile, components” will include the engine, transmission, and battery. If you do not have all those items, the automobile will not function or function as effectively. A “minor component” includes any assembled element of a “major component.” “Components” consist of “parts.” References in the CCL to “components” include both “major components” and “minor components.” 15 CFR § 772.1.

<sup>72</sup> 「機器 (equipment)」とは、以下の通り定義されています。

“Equipment” is defined as a combination of parts, components, accessories, attachments, firmware, or software that operate together to perform a function of, as, or for an end item or system. Equipment may be a subset of “end items” based on the characteristics of the equipment. Equipment that meets the definition of an end-item is an end-item. Equipment that does not meet the definition of an end-item is a part, component, accessory, attachment, firmware, or software. 15 CFR § 772.1.

「最終品目 (end item)」とは以下の通り定義されています。

End item. This is a system, equipment or assembled commodity ready for its intended use. Only ammunition, or fuel or other energy source is required to place it in an operating state. Examples of end items include ships, aircraft, computers, firearms, and milling machines.

15 CFR § 772.1.

組み込まれる (incorporated) か、もしくは、それらの「生産 (production) <sup>73</sup>」  
もしくは「開発 (development) <sup>74</sup>」に使用される (used) <sup>75</sup>、または、

- (2) 外国製造品目が関与するいずれかの取引に、脚注 1 が付されている法人などが  
(例えば、購入者、中間荷受人、最終荷受人または最終使用者などの立場で) 何  
らかの当事者となっている。

上記の取引禁止対象となる外国製造品目は、以下の (A) または (B) のいずれか  
に該当するものである。

- (A) 外国製造品目が、EAR の対象となる、特定の輸出管理分類番号 (ECCN) <sup>76</sup>に該  
当する「技術」もしくは「ソフトウェア」の直接製品、または、  
(B) 外国製造品目<sup>77</sup>が、EAR の対象となる、特定の輸出管理分類番号 (ECCN) <sup>78</sup>に  
該当する「技術」もしくは「ソフトウェア」の直接製品である米国外の工場・施  
設・設備 (plant) もしくはその大きな一部分を構成するもの (major component  
of a plant) により生産されたものである場合。

---

<sup>73</sup> 「生産 (production) 」とは以下の通り定義されています。

“Production” means all production stages, such as: product engineering, manufacture, integration, assembly (mounting), inspection, testing, quality assurance. 15 CFR § 772.1.

<sup>74</sup> 「開発 (development) 」とは、以下の通り定義されています。

“Development” is related to all stages prior to serial production, such as: design, design research, design analyses, design concepts, assembly and testing of prototypes, pilot production schemes, design data, process of transforming design data into a product, configuration design, integration design, layouts. 15 CFR § 772.1.

<sup>75</sup> 「使用 (use) 」とは以下の通り定義されています。15 CFR § 772.1.

Use. (All categories and General Technology Note)-Operation (including on-site installation), maintenance (checking), repair, overhaul and refurbishing.

**Note:** If an ECCN specifies one or more of the six elements of “use” in the heading or control text, only those elements specified are classified under that ECCN.

<sup>76</sup> 特定の ECCN とは、以下を指します。

Category 3 [電子機器技術、関連ソフトウェア Electronics]: 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991.

Category 4 [コンピュータ技術、関連ソフトウェア Computers]: 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993.

Category 5 [通信技術、関連ソフトウェア Telecommunications and “Information Security” ]: 5D001, 5D991, 5E001, or 5E991.

関連の各 ECCN の具体的内容については、(以下のリンクよりアクセスが可能な) EAR、Part 774 の

Supplement No. 1 を参照願います。 [https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774_12.1)

[idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774\\_12.1](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774_12.1)

<sup>77</sup> EAR では、項目 (B) に該当する外国製造品目には、完成品 (finished) のウエハー (wafer) のみならず半製品 (unfinished) のウエハーも含まれるとしています。

<sup>78</sup> 特定の ECCN とは、以下を指します。

Category 3 [電子機器技術、関連ソフトウェア Electronics]: 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991.

Category 4 [コンピュータ技術、関連ソフトウェア Computers]: 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993.

Category 5 [通信技術、関連ソフトウェア Telecommunications and “Information Security” ]: 5D001, 5D991, 5E001, or 5E991.

関連の各 ECCN の具体的内容については、(以下のリンクよりアクセスが可能な) EAR、Part 774 の

Supplement No. 1 を参照願います。 [https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774_12.1)

[idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774\\_12.1](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=05776cb72a2be3087ea2afec7368cb15&mc=true&node=pt15.2.774&rgn=div5#ap15.2.774_12.1)

当該変更により、脚注 1 が付されている法人などにより製造または開発されたものではない外国製造品目であっても、脚注 1 が付されている法人などにより使用などされることを承知している場合には、広く規制の対象となることとなります。

### (c) BIS による許可基準と、Huawei 向けライセンスの取り消し

Entity List の脚注 1 では、Entity List で Huawei など脚注 1 の対象となる法人に対して、規制対象となっている外国製造品目を輸出、再輸出、移転などをするために BIS に対して許可（ライセンス）申請をした場合、BIS は特段の事情がない限り却下する（presumption of denial）方針で審査する旨規定しています。

しかし、Entity List の脚注 1 に付されている注では、さらに以下の通り述べられています。

許可申請を審査するにあたり、品目に用いられている技術の高度や能力が一つの要素として考慮される。5G レベルに達しない（例えば、4G、3G などの）通信システム、機器、デバイスの「開発」もしくは「生産」を支援する能力のみを有する規制対象の外国生産品目については、個々の案件ごとに、（ライセンス発行の適否が）審査される<sup>79</sup>。

したがって、Entity List の脚注 1 の規制対象となる特定の外国生産品目であっても、その技術度によっては（特に、5G の製品を支援する機能や能力がないものについては）、Huawei 関連会社向け輸出、再輸出または移転のために BIS に対して申請を行えば、許可される可能性も残されていることが示唆されています。

他方、トランプ政権は 2021 年 1 月 17 日、Huawei のサプライヤーに対して付与されていた Huawei 向けの一部の許可（ライセンス）を取り消し、新規の許可申請も却下すると通知していると伝えられたのみならず、バイデン政権に移行した後の 2021 年 3 月 11 日も、商務省が既に発行された Huawei 向け輸出許可（ライセンス）の内容を修正し、追加的条件を付し、規制を強化したとの報道もあることから、Huawei 関連会社のためのライセンス取得は、依然として厳しい状況にあると思われます。

## C. 新たな規制対象分野 — 新興技術および基盤技術

### 1. 背景・経緯

輸出管理法（Export Control Act、ECA）は、以下のような米国の技術の輸出規制に関する基本方針を明示しています。

- (1) 「国家安全保障」の文脈の中で、「（技術革新に不可欠な基盤技術を含む）科学、技術、工学、および製造部門における米国の指導的立場を維持」すること<sup>80</sup>。
- (2) 米国の輸出管理体制は、外国による米国への直接投資規制に関する政策・法令を補完するものであること<sup>81</sup>。

<sup>79</sup> Entity List の脚注 1 での注意書。

<sup>80</sup> NDAA 2019 § 1752 (3) .

<sup>81</sup> NDAA 2019 § 1752 (10) .



上記規定を受け、ECA では、米国が輸出規制をすべき対象として特定すべき新興技術および基盤技術の基本的概念として、

- (A) 「米国の安全保障にとり不可欠 (essential) なもの」であって、かつ、
- (B) 国防生産法 (Defense Production Act) で規制対象となる「極めて重要な技術 (critical technologies)」以外のもの、

という基準を示しています<sup>82</sup>。

他方、ECA では、新興技術および基盤技術の具体的な内容や、規制対象の分野は特定せず、大統領の指揮監督の下で、商務長官、国防長官、エネルギー長官、国務長官らを含む関係各省間の協議を通じて特定していくことを義務づけています<sup>83</sup>。

ECA ではさらに、上記の協議を通じて輸出規制の対象とすべき新興技術および基盤技術の特定を行う際には、外国における新興技術や基盤技術の開発の程度、当該輸出管理が米国内の技術開発に及ぼし得る影響、米国の輸出管理等が、これら技術の外国への拡散制限にもたらす効果を考慮しなければならないとしています<sup>84</sup>。また、輸出規制の対象とすべき技術特定の過程では、一般に対して事前に公示し、コメントを求める期間を設けることも義務づけています。

ECA で規定している新興技術および基盤技術の輸出規制に関する条項のより具体的内容については、ジェトロの 2019 年 9 月付資料「厳格化する米国の輸出管理法令」<sup>85</sup>を参照してください。

## 2. 新興技術の輸出規制

ECA で義務付けられた新興技術の輸出規制に関する上述の規定内容を踏まえ、BIS は、これまで以下の手続きにより、米国が輸出管理の対象とすべき新興技術の具体的内容を公表し、段階的に輸出規制を強化しています。

- (a) 新興技術の輸出規制に関する規則案の策定に関する事前公告  
(2018 年 11 月 19 日)<sup>86</sup>

BIS は 2018 年 11 月 19 日、新興技術の輸出規制に関する規則案の策定に関する事前公告 (Advance notice of proposed rulemaking, ANPRM) を行いました。その一環として、新興技術の定義およびそれを特定するための基準をどうすべきかにつき、一般からのコメントを求めました。同時に、商務省が米国の国家安全保障にとり不可欠な特定の新興技術が存在するか否かを現時点で決定しようとしている一般的な技術の種類代表例として、生命工学や人工知能を含む 14 の分野を例示しました。

2018 年 11 月 19 日の ANPRM のより具体的内容については、上記ジェトロの 2019 年 9 月付資料「厳格化する米国の輸出管理法令」(II.C.3.) を参照してください。

<sup>82</sup> NDAA 2019 § 1758 (a) (1) .

<sup>83</sup> NDAA 2019 § 1758 (a) (1) .

<sup>84</sup> NDAA 2019 § 1758 (a) (2) .

<sup>85</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf) (II.C.)

<sup>86</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-11-19/pdf/2018-25221.pdf>

(b) ワッセナー・アレンジメント (WA) 2018 年総会に基づく追加的新興技術の輸出規制 (2019 年 5 月 23 日) <sup>87</sup>

BIS は、2018 年 12 月に開催されたワッセナー・アレンジメント (WA) 総会の場合の内容の一部を実施するために、米国は以下の 5 分野の品目を新たに規制対象とする旨、2019 年 5 月 23 日付の官報で公告をしました。

- (i) マイクロ波トランジスタ (discrete microwave transistors (a major component of wideband semiconductors) )
- (ii) 電磁波対策ソフトウェア (continuity of operation software, post-quantum cryptography)
- (iii) ポスト量子暗号技術 (post-quantum cryptography)
- (iv) 水中聴音器機として機能する水中変換機 (underwater transducers designed to operate as hydrophones)
- (v) 宇宙空間用の飛翔体の打ち上げ用の飛行プラットフォーム (air-launch platforms)

(c) 地理空間画像自動分析用ソフトウェアの輸出規制 (2020 年 1 月 6 日) <sup>88</sup>

BIS は、多国間輸出管理レジーム規制リストへの追加を提案することを前提に、ECA に基づく新興技術の輸出規制を行う最初の具体的な品目として、「地理空間画像自動分析用ソフトウェアの輸出規制 (software specifically designed to automate the analysis of geospatial imagery)」を新たに規制対象とする旨、2020 年 1 月 6 日付の官報で公告をしました。同輸出規制は、米国が、多国間輸出管理レジームの場合での協議の手続きを経ずに、先行して一方的に輸出規制を行った新興技術として、注目に値します。

(d) 特定の剛体壁・単回使用の栽培室および前駆体化学物質の輸出規制 (2020 年 6 月 17 日) <sup>89</sup>

BIS は、2020 年 2 月に開催された、多国間の輸出管理レジームの一つであるオーストラリア・グループ (AG) での決定および採択に基づき、特定の剛体壁・単回使用の栽培室および前駆体化学物質 (Certain rigid-walled, single-use cultivation chambers and precursor chemicals) を新たに規制対象とする旨、2020 年 6 月 17 日付の官報で公告をしました。

(e) ワッセナー・アレンジメント (WA) 2018 年総会に基づく追加的新興技術の規制 (2020 年 9 月 11 日) <sup>90</sup>

BIS は、上述の 2019 年 5 月 23 日に続き、2018 年 12 月のワッセナー・アレンジメント (WA) 合意の残りの部分を反映するため、CCL のカテゴリー4 (コンピュータ) 以外の、国家安全保障上の理由で管理されている輸出管理分類番号 (ECCN) を改訂、許可例外の要件の調整、報告要件の改定を行ったほか、光センサー用マスクおよびレチクルを新たに規制対象とする旨、2020 年 9 月 11 日付の官報で公告をしました。

<sup>87</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-23/pdf/2019-10778.pdf>

<sup>88</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-01-06/pdf/2019-27649.pdf>

<sup>89</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-06-17/pdf/2020-11625.pdf>

<sup>90</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-09-11/pdf/2020-16286.pdf>

(f) 追加的新興技術の規制 (2020年10月5日)<sup>91</sup>

BISは、2019年12月に開催されたワッセナー・アレンジメント(WA)の2019年総会で合意された内容に基づき、ECAに基づく新興技術の輸出規制を行う具体的な品目として、最近開発されたまたは開発中の以下の6分野の品目を新たに規制対象とする旨、2020年10月5日付の官報で公告をしました。

- (i) ハイブリッド積層造形(AM)/コンピュータ数値制御(CNC)装置  
(hybrid additive manufacturing (AM) /computer numerically controlled (CNC) tools)
- (ii) 極端紫外線(EUV)マスクを生成するためのリソグラフィ・ソフトウェア(computational lithography software designed for the fabrication of extreme ultraviolet (EUV) masks)
- (iii) 5ナノメートルのウエハーを製造するための技術(technology for finishing wafers for 5nm production)
- (iv) デジタル・フォレンジック装置(コンピュータまたは通信機器の管理権限を迂回してローデータを抽出できるもの) digital forensics tools that circumvent authentication or authorization controls on a computer (or communications device) and extract raw data
- (v) ハンドオーバー・インターフェース経由で通信サービス・プロバイダーから取得された通信記録およびメタデータを監視・分析するソフトウェア(software for monitoring and analysis of communications and metadata acquired from a telecommunications service provider via a handover interface)
- (iv) サブオービタルの飛行体(sub-orbital craft)

### 3. 基盤技術の輸出規制

BISは2020年8月27日、基盤技術の輸出規制に関する規則案の策定に関する事前公告(Advance notice of proposed rulemaking, ANPRM)を行いました<sup>92</sup>。

同ANPRMの中では、基盤技術に含まれる具体的な技術分野は列挙されていませんが、BISは同ANPRMの中で、以下の要素を例として検討していると述べています。なお、基盤技術には、EARで「技術」と定義されている品目に限らず、他のEAR対象となる品目である物品およびソフトウェアも含まれます。

- (1) 当該品目が、通常兵器の開発、外国の情報収集活動促進、または大量破壊兵器のために利用されるか、または技術革新のために必要とされている技術
- (2) 大量破壊兵器の開発が懸念される国における軍事力または諜報活動促進のために、不正調達の対象になった技術

その上で、BISは、以下の点について重点的にコメントを求めるとしました。

- (1) 管理品目の特定に資する、基盤的技術のさらなる定義づけの方法

<sup>91</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-10-05/pdf/2020-18334.pdf>

<sup>92</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-27/pdf/2020-18910.pdf>



- (2) 管理品目を特定するための情報源
- (3) その全部または一部が反テロ（AT）規制の輸出管理番号（ECCN）で指定されている、またはライセンスが必要とされない EAR99 に分類される品目が、米国の安全保障に不可欠か否かを判断するための基準
- (4) 米国および外国での基盤的技術の開発状況
- (5) 特定の基盤的技術の管理が米国における当該技術の開発に与える影響
- (6) 技術に基づく管理ではなく、または技術に基づく管理に加えて、最終使用目的または最終使用者に基づく管理を実施している例
- (7) 基盤技術に含めるべき、工作機器、試験機器または認証機器などの実現技術
- (8) 米国の安全保障にとって重要な基礎技術を特定する上でのその他のアプローチ

なお、BIS は 2020 年 10 月 9 日、コメント提出期限を当初の 10 月 26 日から 11 月 9 日まで延長しました<sup>93</sup>。2021 年 7 月 30 日現在、BIS は、一般から出されたコメントを踏まえ、バイデン政権下で基盤技術の輸出規制を EAR の枠組みでいかに実施していくかにつき、対外的な発表を行っていません。

#### 4. 多国間枠組みでの合意を踏まえた米国の対応

ECA では、以下の規定を含め、米国の輸出管理上、多国間の枠組みを通じて行うことを、米国の基本政策の一つとして位置づけています。

- (1) 輸出規制は多国間輸出規制レジームと調整されなければならない。多国間の輸出規制は最も効果的なものでなければならず、米国および米国の同盟国に重大な国家安全保障上の脅威をもたらすために使用される可能性のある中核技術およびその他の品目に焦点を当てるように調整しなければならない<sup>94</sup>。
- (2) 外国の供給源から広く入手可能な品目に対して米国が独自に輸出規制を課しても、それらの品目を使用者が取得することを抑止する効果は少ない。米国独自の輸出規制の適用は、特定の米国の国家安全保障および外交政策上の利益を保護する目的に限定されなければならない<sup>95</sup>。
- (3) 輸出規制を効果的に行うためには、どの品目が規制されているのか米国政府内外で明確に理解されていること、および品目の削除および追加により規制を定期的な改訂するために効率的なプロセスが構築されていることが必要である<sup>96</sup>。

かかる基本政策を踏まえ、ECA では、新興技術および基盤技術の規制に関連し、要旨を以下の通り規定しています<sup>97</sup>。

- (1) 国務長官は、関係機関の長と協議の上、米国が新たに規制対象とする技術が多国間輸出管理レジームの規制リストに加えられるよう提案しなければならない、
- (2) 上記提案から 3 年以内に追加されない場合、該当する機関の長は、国家安全保障上の懸念が当該技術に関する米国独自の輸出規制の継続の根拠となるか否かについて決定する。

<sup>93</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-10-09/pdf/2020-22443.pdf>

<sup>94</sup> NDAA 2019 § 1752 (5) .

<sup>95</sup> NDAA 2019 § 1752 (6) .

<sup>96</sup> NDAA 2019 § 1752 (7) .

<sup>97</sup> NDAA 2019 § 1758 (c) .

米国が現在輸出管理のために参加している多国間の主要な枠組みには、以下が含まれます。

- (1) ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement) <sup>98</sup> : 通常兵器や関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することで、国際社会の安全に寄与することを目的とする国際的な輸出管理レジーム
- (2) オーストラリア・グループ (Australia Group) <sup>99</sup> : 化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品および技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム
- (3) 核供給国グループ (Nuclear Suppliers Group) <sup>100</sup> : 核燃料や原子炉、原子力関連機器・技術の輸出を管理・規制し、核不拡散を目指す国際的輸出管理レジーム
- (4) ミサイル技術管理体制 (Missile Technology Control Regime) <sup>101</sup> : 核兵器等の大量破壊兵器不拡散の観点から、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することを目的とする輸出管理レジーム

2018年8月13日に ECA が制定されてから現在に至るまで、輸出規制の対象とすべき新興技術が、実際にいかなる手続きを経て、正式に EAR で規制対象の品目に指定されるようになってきているかを検討しますと、次のとおりと推測できます。すなわち、米商務省を中心とする関係各省は、ECA で規定されている基本的な政策上の方針に従い、相当な時間は要しても、可能な限り多国間の輸出規制の枠組みの場での調整を行った上で、米国が参加している多国間の枠組みでコンセンサスができたものから、順次正式に EAR を改正し、実際に輸出規制の強化をしてきているものと思われます。

上記 2 の (b) 、 (e) 、 (f) で述べた多国間枠組みであるワッセナー・アレンジメントでの合意を踏まえた規制強化、同 2 (d) で述べたオーストラリア・グループでの合意を踏まえた規制強化などは、その具体例とすることができます。

他方、米国が、安全保障上特に重要であり、かつ、米国の技術が世界をリードしている特定の分野で、緊急に対応する必要があると判断したものについては、時間の要する多国間の枠組みによるコンセンサスづくりの過程を経ず、迅速かつ一方的に、新興技術の輸出規制を行うことがあることも明らかになりました。上記 2 (c) で述べた地理空間画像自動分析用ソフトウェアの輸出規制は、この典型的な例として挙げることができます。もっとも、この場合であっても、多国間輸出管理レジーム規制リストへの追加を提案することが前提とされています。

## 5. 法令遵守上の留意点

上述の通り、米国の新興技術や基盤技術における輸出管理は、ECA でその基本的な方針が示されている通り、効果的な輸出管理を行い、かつ、米国の国内産業などが、国際市場における競争力を維持する観点から、可能な限り、ワッセナー・アレンジメントなどのような多国間の枠組みで同様の輸出規制が行われることを確保することを重要な基本政策の柱の一

<sup>98</sup><https://www.wassenaar.org/>

<sup>99</sup><https://www.dfat.gov.au/publications/minisite/theaustraliagroupnet/site/en/index.html>

<sup>100</sup><https://www.nuclearsuppliersgroup.org/en/>

<sup>101</sup><https://mctc.info/>

つとしています。米国がメンバー国として参加している多国間の輸出管理の枠組みの殆どには、日本もメンバー国として参加していることから、そのような国際的枠組みで合意された輸出管理体制については、日本も同様な基準で、輸出管理が行われることとなります。従って、多国間の輸出規制の枠組みで、規制対象となっている品目については、日本国内の輸出管理法令を遵守していくと同様の基準で、日本国内で自らが扱う米国の EAR 対象品目の規制に対応していくことが可能と思われます。

新興技術や基盤技術についても、米国は今後も可能な限り多国間の枠組みで同様な規制基準が受け入れられるよう、随時メンバー国と協議を行い、時間をかけた手続きを経て追加的な規制対象品目や基準を定めていくことが期待されますが、他方、上述の通り、米国の輸出管理では、多国間の枠組みで共通の輸出規制をしていない他の品目であっても、米国の外交政策や、米国の安全保障確保の観点から、米国独自の規制対象を行っていく品目が追加される可能性もあります。特に、米当局が、米国の国内産業や企業の特定の技術につき、世界の他の国のレベルと比較して、突出して先進している高いレベルにあると判断する産業や品目があれば、そのような産業や品目に関連する技術の輸出管理を単独でかつ迅速に実施していく可能性は、常に存在すると想定しておく必要があります。最先端の技術分野で、米国が単独で輸出規制を行うことになった場合、外国で当該技術を利用した他の技術を開発したり、または、当該技術を用いて、他の品目を生産し、第三国に輸出、再輸出したり、国内移転をする際には、米国当局の許可が義務づけられることとなりますので、今後とも、新興技術や基盤技術の分野における米国の輸出管理の動向を注視していくことがリスク管理上重要です。

#### D. みなし輸出、みなし再輸出

##### 1. みなし輸出 (deemed export) とは

EAR では、みなし輸出 (deemed export) につき、以下の通り定義しています<sup>102</sup>。

「みなし輸出 (deemed export)」

- (a) 米国内の「外国の者」に「技術」またはソースコード（ただしオブジェクトコードではない）を開示したり、その他の形態で移転すること。
- (b) 米国内における外国の者への「技術」またはソースコードの提供は、その外国の者が直近で市民権または永住権を有している国へのみなし輸出にあたる。
- (c) EAR で指定された国を仕向地として、1 つまたは複数の国を経由して行われる EAR 対象品目の輸出は、当該仕向地への輸出とみなされる。

ここで、「技術 (technology)」、「外国の者 (foreign person)」、「開示 (release)」とは、それぞれ以下の通り定義されています<sup>103</sup>。

「技術」

品目の「開発」、「製造」、「使用」、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、改造・改装（または「技術」を規制する CCL において ECCN で指定されるその他の用語）のために「必要な」情報。

<sup>102</sup> 15 CFR § 734.13.

<sup>103</sup> 15 CFR § 772.1.

注意事項：規制される「技術」は、一般技術注釈（General Technology Note）および規制品目リスト（Commerce Control List）<sup>104</sup>に定義される。

注1：「技術」は、書面、もしくは口頭での伝達、青写真、図面、写真、設計図、線図、モデル、数式、表、設計仕様書、CAD ファイル、マニュアル、もしくは資料、電子メディア、もしくは視察を通して明らかにされる情報などの有形または無形の形態をとる場合がある。

注2：新しい品目および技術を創出する既存の品目の設計変更は、新たな品目の開発または製造のための技術である。

#### 「外国の者（foreign person）」

米国の合法的な永住者、米国の市民、または 8 U.S.C. 1324b (a) (3) で定義される保護の対象となる個人ではない自然人をいう。また、米国内で法人化されていない、もしくは米国内でビジネスを行なうために組織されていない会社、パートナーシップ、信託、結社その他の事業者またはグループ、ならびに、国際機関、外国政府および外国政府の代理人または下部組織（例えば、外交使節団）をも意味する。

「外国の者（foreign person）」は、EAR で使用される「外国国民（foreign national）」、および国際武器取引規則（22 CFR 120.16）で使用される「外国の者（foreign person）」と同義である。この定義は、EAR § 760（制限的取引慣行またはボイコット）には適用されない。

#### 「開示（release）<sup>105</sup>」

§ 734.18 で規定される場合を除いて、「技術」および「ソフトウェア」は、以下を通して「開示」される：

- (1) 外国の者による目視もしくはその他の閲覧であって、EAR 対象の「技術」、もしくはソースコードを外国の者に明らかにすること、または
- (2) 米国内、もしくは米国外における「技術」、もしくはソースコードの、外国の者との口頭もしくは書面によるやりとり。

従って、例えば、米国内における以下のような行為が、「みなし輸出」に該当します。

- EAR 対象品目の「技術」（例：設計図）を、外国の者（例えば、日本人や中国居住者、日本法人の米国内の支店や営業所の代表など）に「開示」する（例：視認させる）こと。
- EAR 対象品目のソフトウェア（ソースコードのみ）を、外国の者に口頭または書面で伝えること。

## 2. みなし再輸出（deemed reexport）とは

EAR では、みなし再輸出（deemed reexport）につき、以下の通り定義しています<sup>106</sup>。

#### 「みなし再輸出（deemed reexport）」

- (a) 開示または移転が実行される特定の外国以外の国の外国の者に EAR 対象の「技術」またはソースコードを開示したり、その他の形態で転送すること（みなし再輸出）。

<sup>104</sup> 15 CFR 774. Supplement No.1

<sup>105</sup> 15 CFR § 734.15.

<sup>106</sup> 15 CFR § 734.14.

- (b) 米国外における他国の外国の者への EAR 対象の「技術」またはソースコードの開示は、§ 734.20 で規定される場合を除いて、その外国の者が直近で市民権または永住権を有している国へのみなし再輸出になる。
- (c) EAR で指定された国を仕向地として、1 つまたは複数の国を経由して行われる EAR 対象品目の再輸出は、その仕向国への再輸出とみなされる。

ただし、EAR では、以下に該当するものについては、みなし再輸出には該当しないとしています (概要) <sup>107</sup>。

米国外で行われた、米国外の組織による、開示が行われた外国以外の外国の者に対する開示であって、以下のいずれかに該当するもの。

- (a) ①問題となっている「技術」またはソースコードを当該組織が受け取ることが EAR の下で許可されており、かつ、②当該外国の者が直近で市民権または永住権を有している国への輸出が EAR により許可されていることを、当該組織が認識している場合。
- (b) ①問題となっている「技術」またはソースコードを当該組織が受け取ることが EAR の下で許可されており、②当該外国の者が当該組織の「恒久かつ正規従業員 (permanent and regular employee)」であり、取引参加を禁止された者 (proscribed person) <sup>108</sup>ではなく、③当該従業員が排他的にカンントリーグループ A5<sup>109</sup>の国民であり、かつ④開示が当該国の物理的領土内または米国内で行われた場合。
- (c) 上記 (b) ①②④を満たし、かつ、当該組織が EAR に反する仕向地、事業者、最終需要者、および最終用途への転用を防止するための有効な手順を有していることに加え、以下のいずれかの状況が該当すること。
  - (i) 当該外国の者が、当該組織が母国政府により承認された機密事項取扱い許可を有している。
  - (ii) 当該組織が、EAR で義務付けられている対応を実施している<sup>110</sup>。
  - (iii) 国家間の合意に基づき適用除外が履行されている国の組織である<sup>111</sup>。

### 3. 法令遵守上の留意点

まず、問題となる品目が「みなし輸出」または「みなし再輸出」の対象となる技術またはソースコードに該当するか否かについて、慎重に判断する必要があります。

さらに、「みなし輸出」や「みなし再輸出」への該当性を検討するにあたっては、「外国の者」にあたるか否かの判断に市民権または永住権等が用いられることに注意が必要です。日本の外国為替および外国貿易法 (外為法) では、問題となるのは「非居住者」への技術提供ですが、EAR では、永住権もしくは市民権を有しているか、または被保護者 (政治難民など) に該当しない限り、米国駐在員、出張者、観光客、学生、自営業者、米国企業の従業員、学者、研究者、技術専門家、船員、航空会社員、営業・販売担当者、軍人または外交官などいかなる立場で米国に訪問、滞在または居住していても、「外国の者」に該当します。また、米国内における米国外の法人の支店、営業所、駐在員事務所、または、そのような支

<sup>107</sup> 15 CFR § 734.20.

<sup>108</sup> 15 CFR § 772.1.

<sup>109</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/2255-supplement-no-1-to-part-740-country-groups-1/file> ([A:5]列に X のある国)

<sup>110</sup> 15 CFR § 734.20 (c) (5) (ii) .

<sup>111</sup> 15 CFR § 734.20 (c) (5) (iii) ~ (vi) .

店、営業所、駐在員事務所の代理人・代表者の立場にある者も、EAR では「外国の者」に該当します。

したがって、例えば米国内において、米国法人が米国に居住する永住権を有しない外国籍の従業員を雇用したり、（米国籍や永住権を有しない）学生をインターンなどとして受け入れた場合に、当該従業員や学生に対し技術などを開示することは、当該従業員や学生が国籍または永住権を有する国への「みなし輸出」に該当します。

さらに、米国外（例えば日本）において、日本以外の第三国の国籍保有者（例えば、中国）や日本法人以外の法人（例えばイラン法人などの代表など）に対して米国原産の技術を開示することは、当該第三国（中国やイランなど）に向けた「みなし再輸出」に該当することになります。そのため、米国外で事業活動を行う法人（「外国法人」）が、EAR で規定している「みなし再輸出」規制を遵守するためには、外国法人が EAR の対象となる「技術」を何らかの形で扱っているのかとの側面と、当該外国法人が、当該外国法人のために働く者に対して、EAR 対象品目となる米国の「技術」を開示する局面があるのかという両面につき検討を行う必要があります。

その上で、みなし輸出または再輸出に該当し、かつ、関連する EAR 対象技術が EAR の規定上規制対象となっていると判断される場合には、関連する外国向けの輸出、または再輸出の許可（ライセンス）申請を行う必要があります。申請に際し、BIS から技術管理計画（Technology Control Plan、TCP）を求められた場合、TCP には①輸出規制遵守に対する経営陣のコミットメント、②物理的なセキュリティ・プラン、③情報セキュリティ・プラン、④人事考査手続き、⑤研鑽・啓発プログラムおよび⑥自己評価プログラムなどが含まれている必要があるため、こうしたプランなどを整備しておく必要があります。BIS は、みなし輸出およびみなし再輸出に関する教育・研修用のビデオを提供している<sup>112</sup>ほか、みなし輸出およびみなし再輸出に関する Q&A をウェブ上で公開<sup>113</sup>しており、こうした資料を適宜ご参照いただくことも、法律順守に役立ちます。また、大学や研究機関における基礎研究などの一環として外国の者が技術情報にアクセスすることが、みなし輸出またはみなし再輸出に該当するか、との側面については、BIS が生物由来製品などの基礎研究を例に挙げ、ガイダンス（Deemed Exports and Fundamental Research for Biological Items）をウェブ上で公表していますので、適宜ご参照ください<sup>114</sup>。

## E. デミニミス（*de minimis*）ルール

### 1. デミニミスルール

上述の通り、EAR は、一般に「EAR 対象品目（items subject to EAR）」の輸出、再輸出または移転に適用される規則ですが、EAR 対象品目には、米国原産の品目（物品・貨物、ソフトウェア、および技術）のみならず、米国外（例えば日本国内）で生産された製品であっても、その中に米国原産の品目が何らかの形で含まれている場合において、以下のい

<sup>112</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=TdilwOLUM6g&feature=youtu.be>

<sup>113</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/deemed-exports/deemed-exports-faqs>

<sup>114</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/product-guidance/chemical-and-biological-controls/14-policy-guidance/deemed-exports/111-deemed-export-and-fundamental-research-for-biological-items#:~:text=A%20deemed%20export%20is%20the,controlled%20pathogen%20or%20controlled%20equipment.>



ずれかに該当するものであれば、EAR 対象品目となり、EAR に基づく規制の対象となり得ると規定しています<sup>115</sup>。

- (1) 米国外で生産された産品 (foreign-made commodity) で、EAR で「輸出規制産品として分類されている産品 (controlled U.S.-origin commodities)」が組み込まれている産品、
- (2) 米国外で生産された産品 (foreign-made commodity) で、規制対象となっている米国原産のソフトウェア (controlled U.S.-origin software) と組み合わせられている (セットになっている) (bundled) <sup>116</sup>産品、
- (3) 米国外で生産されたソフトウェアで、規制対象となっている米国原産のソフトウェア (controlled U.S.-origin software) と一緒になっている (commingled) ソフトウェア、
- (4) 米国外で生産された技術 (foreign-made technology) で、規制対象となっている米国原産の技術と一緒になっている (commingled) 技術。

米国外で生産された品目 (産品、ソフトウェア、または技術、以下「外国産品目」) が、上記の (1) ~ (4) のいずれかに該当する場合において、当該外国産品目の価額全体に占める規制対象となっている米国原産品目 (U.S.-origin controlled content) の価額 (value) の割合が、特定の稀少レベル (*de minimis*) 以下の場合には、当該外国産品目は EAR 対象品目とはならず、その輸出、再輸出または移転に際して米商務省 BIS より事前許可を得ることは義務づけられません。

換言すれば、米国外で生産された品目の中に、特定の稀少レベルを超えた規制対象となっている米国原産品目が含まれている場合、当該外国産品目は、EAR の対象品目として扱われ、その第三国への輸出、再輸出または (同一国内での) 移転に際し、米商務省 BIS の事前許可 (ライセンスの取得) が義務づけられる場合があります。デミニミスルールとは、いかなる場合に、規制対象の米国原産品目を含む米国外で生産された品目が EAR の対象品目として扱われるかを判断する際の基準を規定する、EAR で定められたルールを指します。

より具体的には、デミニミスルールでは、外国産の品目に含まれている規制対象の米国原産品目が、以下の稀少レベルを超える場合には、当該外国産品目は EAR 対象品目となり、その輸出、再輸出、国内移転に際して、一般に米商務省 BIS の事前許可を得ることが義務づけられています。

(a) 0%デミニミスルール<sup>117</sup>

外国産品目に、以下のいずれかに該当する規制対象の米国原産品目が含まれている場合には、当該規制対象米国原産品目の全体に占める価額に関わらず (すなわち、いかなる稀少レベルであっても当該規制対象米国原産品目が含まれていれば)、当該外国産品目は EAR 対象品目となります。

---

<sup>115</sup> 15 CFR §734.3 (a) .

<sup>116</sup> 一緒 (セット) になっている (bundled) とは、以下の通り定義されています。15 CFR §734.4 (d) , Note (2) .

「一緒になっている (bundled)」とは、当該品目とセットで再輸出され、かつ当該品目用に設定されているソフトウェアであるが、物理的に当該品目に統合されていないものも指す。

<sup>117</sup> 15 CFR §734.4 (a) .

- (i) 特定の高性能コンピュータ内の ECCN の 3A001 で規制される半導体（メモリ回路以外のもの）または 4A994.j で規制される高速相互接続デバイス
- (ii) ホット・セクション技術（ECCN の 9E003.a.1 から a.8、h、i および j で規制されるもの）
- (iii) 指定された要件を満たさない特定の暗号化または暗号解析技術（ECCN : 5A002, 5A004, 5B002, 5D002）
- (iv) カントリーグループ D:5 向けの外国製軍事製品内の ECCN の 6A002、6A003 または 6A993.a（最大フレームレートが 9Hz 以下のもの）で規制されるもの
- (v) カントリーグループ D:5 向けの ECCN の 9x515 または「600 シリーズ」の a 項から x 項で規制されるもの
- (vi) カントリーグループ E:1 もしくは E:2 にリストされている国または中国向けの ECCN の 9x515 または「600 シリーズ」の y 項で規制されるもの

(b) 10%デミニミスルール<sup>118</sup>

EAR では、米国原産品目が外国製品目に含まれている場合であっても、以下の適用され得る項目の全てを満たす場合には、当該米国原産品目が当該外国からいかなる第三国に再輸出される場合であっても、当該外国製品の再輸出は EAR の規制対象にはならない旨規定されています。

- (i) 外国産物品・貨物（foreign-made commodity）に、規制対象となっている<sup>119</sup>米国原産物品・貨物（controlled U.S.-origin commodities）が含まれている場合、もしくは、米国原産ソフトウェア<sup>120</sup>と一緒に（bundled）になっている場合で、当該米国原産物品・貨物およびソフトウェアの価額が、（米国原産品目を含む）外国産物品・貨物の価額の 10%またはそれ以下の場合の当該外国産物品・貨物の当該外国からの再輸出、
- (ii) 規制対象の米国原産ソフトウェアを組み込んだ外国製ソフトウェアで、当該米国原産ソフトウェアの価額が、（米国原産を含む）外国

<sup>118</sup> 15 CFR §734.4 (c) .

<sup>119</sup> 特定の EAR 対象品目が、規制対象となっているか否かについては、当該 EAR 対象品目の仕向国・地域（destination）に基づき、判断されます。従って、EAR99 に分類される EAR 対象品目であっても、米国から、キューバ、シリア、北朝鮮、またはイラン向け輸出の場合には、2021 年 7 月 30 日現在、米当局から輸出許可取得が義務づけられる規制品目として扱われていることから、外国生産品目に EAR99 品目が含まれている場合であっても、当該外国生産品目がこれらの何れかの国向けに輸出、再輸出、移転される場合には、EAR99 品目も一般に規制対象品目として扱われます。

<sup>120</sup> 米国原産のソフトウェアが、外国産品目とは別に、輸出、再輸出される場合には、当該米国原産のソフトウェアは EAR 対象品目となり、その輸出、再輸出先などによっては、BIS の事前許可を得ることが義務づけられます。15 CFR §734.4 (c) (1) , Note (1) .



製ソフトウェア全体の価額の 10%またはそれ以下 の場合の当該外国製ソフトウェアの再輸出、

- (iii) 規制対象の米国原産の技術 (controlled U.S.-origin technology) が混合 (commingled) されている、もしくは、規制対象の米国原産の技術より得られた (drawn from) 外国の技術 (foreign technology) で、当該米国原産技術の価額が、(米国原産技術を含む) 外国の技術の価額の 10%またはそれ以下 の場合の当該外国技術の再輸出<sup>121</sup>。

従って、上記の規定および後述の 25%デミニミスルールを踏まえると、一般に、外国製品に含まれている米国の規制対象品目の価額が 10%を超える場合 において、当該外国製品がキューバ、イラン、シリアまたは北朝鮮に再輸出される場合には、当該外国製品は EAR 対象品目として扱われ、BIS の事前許可 (ライセンス) を得ることが義務付けられることとなります。

#### (c) 25% デミニミスルール

EAR では、米国原産品目が外国製品目に含まれている場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、当該米国原産品目の当該外国から、規制対象国グループ E:1 または E:2 のグループ (後述) に属する国を除く、その他の国や地域への再輸出は、EAR の規制対象にはならない旨規定されています。

- (i) 外国産物品・貨物 (foreign-made commodity) に規制対象となっている米国原産物品・貨物 (controlled U.S.-origin commodities) が含まれている場合、もしくは、米国原産ソフトウェア<sup>122</sup>が一緒に (bundled) になっている場合で、当該米国原産物品・貨物およびソフトウェアの価額が、(米国原産品目を含む) 外国産物品・貨物の価額の 25%またはそれ以下 の場合の当該外国産物品・貨物の当該外国からの再輸出、
- (ii) 規制対象の米国原産ソフトウェアを組み込んだ外国製ソフトウェアで、当該米国原産ソフトウェアの価額が、(米国原産を含む) 外国製ソフトウェア全体の価額の 25%またはそれ以下 の場合の当該外国製ソフトウェアの再輸出、
- (iii) 規制対象の米国原産の技術 (controlled U.S.-origin technology) が混合 (commingled) されている、もしくは、規制対象の米国原産の技術より得られた (drawn from) 外国の技術 (foreign technology) で、当該米国原産技術の価額が、(米国原産技術を含

<sup>121</sup> この規定を根拠に、規制対象の米国原産技術を含む外国の技術を第三国に最初に輸出する場合には、EAR の Part 734 の Supplement No. 2 の規定に従い、BIS に対して、報告書 (one-time report) を提出することが義務づけられています。

<sup>122</sup> 米国原産のソフトウェアが、外国産品目とは別に、輸出、再輸出される場合には、当該米国原産のソフトウェアは EAR 対象品目となり、その輸出、再輸出先などによっては、BIS の事前許可を得ることが義務づけられます。15 CFR §734.4 (d) (1), Note (1) .

む) 外国の技術の価額の 25%またはそれ以下の場合の当該外国技術の再輸出<sup>123</sup>。

2021年7月30日現在、E:1、E:2のグループに属する規制対象国は以下の通りとなっています。

#### 規制対象国グループ E

規制対象国 Country	[E:1] テロ支援国家 Terrorist supporting countries	[E:2] 包括禁輸国 Unilateral embargo
キューバ Cuba		X
イラン Iran	X	
北朝鮮 Korea, North	X	
シリア Syria	X	

デミニミスルールに従い、外国生産品目の中に含まれる、規制対象となっている米国原産品目の割合は、基本的に、以下の数式に従って計算をすることとされています。

$$\frac{\text{分子 外国生産品目に含まれる規制対象の米国原産品目の価額}}{\text{分母 外国生産品目全体の価額}}$$

より具体的な計算方法は、EAR のデミニミスルール・ガイドライン (Guidelines for De Minimis Rules) <sup>124</sup>に規定されています。同ガイドラインは、EAR の Part 734 の付属文書 2 (Supplement No. 2) として、EAR の一部となっているものです。同ガイドラインへのリンクは以下の通りです。

[https://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=3e1c8b5f9395f8fd5968aede34b3e86a&mc=true&n=pt15.2.734&r=PART&ty=HTML#ap15.2.734\\_120.2](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=3e1c8b5f9395f8fd5968aede34b3e86a&mc=true&n=pt15.2.734&r=PART&ty=HTML#ap15.2.734_120.2)

なお、デミニミスルールについては、上記の正式なガイドラインに加え、商務省 BIS は、一般用の解説文書として、De minimis Rules and Guidelines とのタイトルの簡潔な文書をウェブ上で公開しています。同文書は、以下のリンクを通じて入手できます。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/1382-de-minimis-guidance/file>

## F. 香港の扱い

### 1. 背景・経緯

<sup>123</sup> この規定を根拠に、規制対象の米国原産技術を含む外国の技術を第三国に最初に輸出する場合には、EAR の Part 734 の Supplement No. 2 の規定に従い、BIS に対して、報告書 (one-time report) を提出することが義務づけられています。

<sup>124</sup> Supplement No. 2 to 15 CFR Part 734.

2019年に香港で民主化のデモが広まったことを踏まえ、全国人民代表大会（全人代）の報道官が2020年5月21日、香港特別行政区に対して適用される国家安全法を制定する方針であることを表明しました。ポンペオ米務長官はこの直後の2020年5月27日、1992年米国香港政策法（HKPA）のセクション205およびセクション301に基づき、米国が香港に対して（英国が香港の主権を中国に返還した）1997年7月1日以前に適用していた米国家法令上の特別な扱いを継続すべきではない旨の認証を連邦議会に対して行いました<sup>125</sup>。これに続きトランプ米大統領は2020年5月29日、米政府は香港特別行政区を中国本土とは区別して扱う従前の方針を変更し、香港に対する特別な扱いを取消す手続きを開始する旨表明しました。

この後、全人代常務委員会は2020年6月30日「香港国家安全維持法案」を可決し、中国政府は香港に治安維持機関を新設することとなりました。米国は、中国の香港に対するこのような動きは香港の自治を弱体化するものであり、米国の機微な技術や品目が中国などに流出するリスクが高まったとして、BISは2020年6月30日にウェブ上で、EARで香港に対して特別に認めていた全ての許可例外（License Exceptions）を、同日以降停止する旨公表しました<sup>126</sup>。その後、米国の法令に基づく香港に対する優遇措置の撤廃を規定した行政命令13936（The President’s Executive Order on Hong Kong Normalization, EO 13936）が2020年7月14日に発令され<sup>127</sup>、上記のBISによる6月30日の暫定方針はEO 13936を根拠に2020年7月31日付の官報でもEARの関連部分の改正として正式に公告されました<sup>128</sup>。

## 2. 香港特別行政区を中国と区別して扱うEAR条項の削除<sup>129</sup>

上記のEO 13936発令を含む経緯を踏まえ、BISは2020年12月23日付の官報に、EARで香港特別行政区を中国と区別して扱っていた条項を全面的に削除するためのEAR改正を公告し、同公告内容は即日発効しました。この結果、EARの諸規定において、以下の項目に関連する香港の扱いが変更され、EAR対象品目の香港向け輸出、再輸出または移転については、実質的に、中国向け輸出、再輸出または移転と同様の条件が適用されることになりました。

- (a) CCLおよび国別チャート上の扱い<sup>130</sup>
- (b) 許可例外条項の適用<sup>131</sup>
- (c) 輸出管理政策の適用<sup>132</sup>
- (d) 最終使用者、最終用途に基づく輸出管理政策の適用<sup>133</sup>
- (e) 化学兵器禁止条約の適用<sup>134</sup>

<sup>125</sup> <https://2017-2021.state.gov/prc-national-peoples-congress-proposal-on-hong-kong-national-security-legislation/index.html>

<sup>126</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2568-suspension-of-license-exceptions-for-exports-and-reexports-to-hong-kong/file>

<sup>127</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-07-17/pdf/2020-15646.pdf>

<sup>128</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-07-31/pdf/2020-16278.pdf>

<sup>129</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-12-23/pdf/2020-28101.pdf>

<sup>130</sup> 15 CFR Part 738.

<sup>131</sup> 15 CFR Part 740.

<sup>132</sup> 15 CFR Part 742.

<sup>133</sup> 15 CFR Part 744.

<sup>134</sup> 15 CFR Part 745.

- (f) 許可申請時に必要な文書（最終使用者ステートメント）に関する規定が香港向けには適用されないとの但し書き<sup>135</sup>
- (g) 輸出許可を得る際に満たすべき諸条件<sup>136</sup>

## G. 一般禁止条項 10（General Prohibition Ten）について

### 1. 一般禁止条項（General Prohibitions）とは

EAR は、一般に特定の品目が EAR の対象品目に該当する場合、当該 EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転その他の当該品目に関連するあらゆる取引・活動に適用される包括的な規定の枠組みとなっています。同時に、EAR では、EAR の規定で、特定の輸出、再輸出または移転その他の取引・活動を行うにあたり、明示的に事前許可（ライセンス）の取得を義務づけていない限り、ライセンスを取得せずに、EAR 対象品目を輸出、再輸出または移転、その他の当該品目に関連する取引・活動を行うことが認められています<sup>137</sup>。

EAR では、上記の基本的な枠組みの下に、特定の EAR 対象品目に関する何らかの取引を行うにあたり一般禁止条項が適用され、ライセンスの取得が義務付けられるか否かは、以下の側面に関する事実関係を確認することにより判断されるとしています<sup>138</sup>。

- (1) 品目が規制品目リスト（CCL）上、いかなる番号に分類されるか、
- (2) 品目の仕向地（destination）はどこか、
- (3) 品目の最終使用者（end user）は誰か、
- (4) 品目の最終用途（end use）は何か、
- (5) （規制品目の）拡散を支援する行為か否か。

EAR では、一般禁止条項の意義を上記の通り概説した上で、EAR 対象品目に関連する輸出、再輸出または移転その他の取引・活動が、以下の 10 項目のいずれかに該当する場合には、BIS のライセンスを得ずにそのような輸出、再輸出または移転その他の取引・活動を行うことを一般に禁止する旨規定しています<sup>139</sup>。

#### (a) 一般禁止条項 1（General Prohibition One）<sup>140</sup>

CCL で規定されている ECCN 上特定の理由で規制対象となっている EAR 対象品目の、規制対象国一覧表に記載されているいずれかの国への輸出または再輸出の禁止。

#### (b) 一般禁止条項 2（General Prohibition Two）

規制される米国原産品目などが De Minimis Level（最低限レベル）を超えて組み込まれ、または混合されている外国製品目の、輸出または再輸出の禁止。

#### (c) 一般禁止条項 3（General Prohibition Three）

<sup>135</sup> 15 CFR Part 748. ただし、BIS は、香港向け輸出ライセンス申請に際しても、ケースバイケースで必要に応じ最終使用者ステートメントの提出を求めていることがあります。

<sup>136</sup> 15 CFR Part 758.

<sup>137</sup> 15 CFR § 736.1.

<sup>138</sup> 15 CFR § 736.2 (a) .

<sup>139</sup> 15 CFR § 736.2 (b) .

<sup>140</sup> 15 CFR § 736.2 (b) (1) .

指定された「技術」および「ソフトウェア」の直接製品である外国製品目の、指定された国への輸出または再輸出の禁止。

(d) 一般禁止条項 4 (General Prohibition Four)

EAR § 766 (行政執行措置) に基づいて発令された禁止命令 (Denial Order) により禁止される行為への関与の禁止。

(e) 一般禁止条項 5 (General Prohibition Five)

禁止された最終用途 (end use) または最終使用者 (end user) への輸出または再輸出の禁止。

(f) 一般禁止条項 6 (General Prohibition Six)

禁輸対象国への輸出または再輸出の禁止。

(g) 一般禁止条項 7 (General Prohibition Seven)

(U.S. person による) 規制品目の拡散行為の禁止。

(h) 一般禁止条項 8 (General Prohibition Eight)

指定された国を経由または通過して行われる EAR 対象品目の輸出または再輸出の禁止。

(i) 一般禁止条項 9 (General Prohibition Nine)

EAR に基づいて発行された輸出許可または EAR の一部をなす許可例外の条件もしくは制約への違反の禁止。

(j) 一般禁止条項 10<sup>141</sup> (General Prohibition Ten)

EAR 違反に関連している取引などであることを認識しつつ行う取引などの禁止。この一般禁止条項 10 の規定は、米国内外の EAR 対象品目が関与する極めて広範囲な取引、行為および活動を禁止する内容となっていることから、後述の 2 「一般禁止条項 10 (General Prohibition Ten)」で、その具体的な規定内容につき、補足説明をします。

## 2. 一般禁止条項 10 (General Prohibition Ten)

EAR の一般禁止条項 10 は、その要旨を以下の通り規定しています<sup>142</sup>。

EAR の何らかの対象品目で輸出されたもの、または、輸出されることとなるものに関し、EAR 違反、または EAR に基づき発行された事前許可 (ライセンス) の (条件) 違反が行われた、違反が発生することとなる、または、違反が意図されていることを承知しながら (with

<sup>141</sup> 15 CFR § 736.2 (b) (10) .

<sup>142</sup> 15 CFR 736.2 (b) (10) .

knowledge)、当該 EAR 対象品目につき、その一部または全部を、販売、移転、輸出、再輸出、融資、発注、購入、撤去、隠蔽、保管、使用、貸与、処理・処分、輸送、転送、補修などを行うことなどを禁止する。また、ライセンスや許可例外 (License Exception) がある場合でも、ライセンスや許可例外の停止または取消しの通知を受けた後は、当該ライセンスや許可例外に依拠した取引を行ってはならない。この一般禁止条項 10 については、いかなる許可例外を適用することも認められない<sup>143</sup>。

ここで、「承知 (knowledge)」とは、特定の状況が存在している、または、特定の状況が実際に発生することが確かである、という積極的な認識をしている場合に限られず、そのような状況が現在、存在しているか、または、将来発生する可能性が高いと認識している場合も含まれます。そのような認識は、特定の者に知られている事実に関して意図的に無視しようとしたり、意図的に事実関係の確認を避けようとする行為がある場合にも推測されます<sup>144</sup>。

### 3. 一般禁止条項 10 に関する留意点

EAR は、一般に、主として EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転を行おうとする当事者に対して適用されるものですが、一般禁止条項 10 は、直接輸出、再輸出または移転に関与する者に限定されず、EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転に関与した者、間接的な側面支援を行う者に対しても幅広く適用され得る規定内容となっている点が、他の一般禁止条項と異なります。換言すれば、一般禁止条項 10 は、特定の EAR 対象品目につき、自らが何ら輸出、再輸出または移転に関する取引の当事者となっていない場合でも、他の取引関係者が、EAR、EAR に基づき発行されたライセンスまたは EAR の許可例外の諸条件に違反していると認識しているか、状況からそのように認識すべき場合には、当該違反行為を支援するいかなる取引や行為も禁止するものです。一般禁止条項に違反した者は、その行為や取引が米国の国内または国外のいずれで行われたかにかかわらず、EAR に基づき、罰則の適用を受け得ることになります。

一般禁止条項 10 により、特定の輸出された、または輸出されようとしている EAR 対象品目につき、他の取引関係者が EAR などに過去に違反した、現在違反している、または違反しようとしていると認識した者は、そのような EAR 対象品目を購入したり、その輸送を支援したり、付保したり、融資をしたり、修理やその他のサービスを提供することが禁止されます。例えば、国際貨物輸送会社が、顧客の貨物を輸送するにあたり、顧客が EAR 違反をしている、(または貨物を輸送すれば顧客の EAR 違反を支援することとなる) と認識し

---

<sup>143</sup> 15 CFR 736.2 (b) (10) .

<sup>144</sup> 15 CFR 772.1.

ている場合には、当該国際貨物輸送会社は、そのような顧客からの依頼に基づき輸送サービスを提供すること自体が、EAR 違反となります。

したがって、日本国内の会社（「会社 A」）が、その顧客（「顧客 B」）が EAR 対象品目に関する取引を行っていることを承知している場合には（あるいは、状況から承知すべき立場にある場合には）、会社 A は、当該顧客 B が EAR 対象品目に関連して EAR 違反を行っているのかどうかにつき、商慣習上合理的なレベルでのチェックを行い、必要な場合には取引を拒否するなど、当該顧客 B の EAR 違反行為を支援することにならないよう、法令遵守体制を整えておくことが、EAR 違反リスク管理の観点から望ましいと言えます。

### III. 最近の法令執行の具体例

ECA は、米国の輸出管理の実効性を確保するため、EAR 対象品目の輸出関連業務に関与する者の活動を米国内外で監視したり、違反の疑いのある場合には様々な手段で捜査をすることを可能にする広範囲な権限を BIS 等米当局に対して与えています。米当局は、輸出管理法令の遵守を確保するために、毎年数多くの違反行為を摘発し、法執行を行ってきております。本パート III では、米当局が実際に法執行を行ってきた多数の違反事件のうち、特に米国外の者に対して法執行が行われてきた最近の具体例の概要を報告します。

なお、BIS は年次報告書（Annual Report）の中で当該年の違反事例を報告している<sup>145</sup>ほか、輸出管理法令違反の事例をまとめたハンドブック<sup>146</sup>を公開しておりますので、こちらもご参照ください。

#### 1. Nordic Maritime（シンガポール企業）による違反<sup>147</sup>（2020年8月19日）

##### (a) 基本的事実関係

本事件の基本的事実関係として、米当局は以下の旨公表しています。

- (1) Reflect Geophysical（「Reflect」）は2011年7月1日、BIS から EAR 対象品目である海底調査機器（「本件機器」）の再輸出にかかるライセンスを取得した。本件機器はロシア企業である DMNG により M/V Orient Explorer に搭載されたが、DMNG が2012年3月、担保権を行使したことにより、Reflect は本件機器に対するコントロールを失った。
- (2) その後、Nordic Maritime Pte. Ltd.（「Nordic」）が DMNG から M/V Orient Explorer をチャーターしたことにより、Nordic が本件機器に対するコントロールを取得した。

---

<sup>145</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2711-2020-bis-annual-report-final/file>  
(Appendix A)

<sup>146</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/1005-don-t-let-this-happen-to-you-1/file>

<sup>147</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/2596-nordic-maritime-press-release-final-08-24-20/file>  
<https://www.federalregister.gov/documents/2020/08/25/2020-18615/in-the-matters-of-nordic-maritime-pte-ltd-and-morten-innhaug-respondents-final-decision-and-order>

- (3) Reflect は 2012 年 4 月、DMMG、Nordic およびその会長である Morten Innhaug（“Innhaug”）氏に対し、イラン海域で本件機器を使用することは BIS が発行した再輸出ライセンスの条件に違反するとの警告書を送った。
- (4) 上記警告にもかかわらず、Nordic は、BIS または OFAC から許可を得ないまま、イラン領海内の Forouz B 天然ガス田において、3 D 海洋地震調査のために本件機器を使用した。当該調査は、イランの発電所管理会社 Mapna Group の子会社である International FZE と Nordic の契約に基づいて行われた。
- (5) さらに Nordic は、BIS による調査中、Reflect から本件機器が BIS の再輸出ライセンスの対象になっていると指摘されたことはなく、本件機器にかかる BIS の再輸出ライセンスの条件を伝えられたことも、BIS ライセンスのコピーを提供されたこともないとする虚偽の報告書を提出した。
- (6) 米行政法審判官（Administrative Law Judge）（ALJ）は 2020 年 2 月 7 日、民事罰として 3,142 万 5,760 ドと、当該罰金を支払うまでの間、輸出特権を停止することを勧告する Recommended Decision and Order（RDO）を出した。
- (7) BIS は 2020 年 3 月 18 日、上記 RDO を踏まえて、Nordic が①EAR に違反することを承知しつつ、本件機器を輸送し、使用していたこと、②ライセンスを得ずに、本件機器をイランに再輸出したこと、および③調査中 BIS に対し虚偽または誤解を生じさせるような報告をしたことを認定した。その上で、BIS は、輸出特権の付与停止期間を 15 年間に修正するとともに、民事罰の金額を再検討するべく、事案を ALJ に差し戻した<sup>148</sup>。
- (8) その後、ALJ が再度 3,142 万 5,760 ドルの民事罰を勧告する RDO を出したことを踏まえ、BIS は Nordic および Innhaug に対し、当該額の罰金支払いを命じた。

#### (b) 罰則の適用

2020 年 8 月 20 日に公表されたプレスリリースにおいて、BIS は、シンガポールに拠点を置く Nordic Maritime Pte. Ltd. と Innhaug に対し、3,142 万 5,760 ドルの罰金の支払いを命じたことを公表した。

#### (c) 本事件の意義

本事件は、米国外の者が、米国の法令でイラン向け輸出・再輸出等が禁止されている米国原産の品目を、BIS の事前許可を得ることなく、イラン企業との契約に基づきイラン領域内における調査に使用したことが、再輸出ライセンスの条件に違反するとして、米当局が、当該会社およびその代表者に対して法令の執行を行ったものです。また、調査中に虚偽の報告を行ったことも厳しい処罰の理由の一つとなりました。

EAR 対象品目については、BIS による事前許可（ライセンス）を得ない再輸出などが禁止されていることに加え、EAR に違反していること、または違反し得ることを承知しつつ当

---

<sup>148</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2020/03/18/2020-05600/in-the-matters-of-nordic-maritime-pte-ltd-and-morten-innhaug-respondents-partial-remand-and-final#footnote-1-p15414>



該 **EAR** 対象品目に関連するいかなる取引も行ってはならないとされており、規制対象国における調査などに利用する機器が **EAR** 対象品目となっていないことも、確認する必要があります。また、万が一調査の対象となった場合には、当該調査に誠実に対応することが重要です。特に、米当局に対して虚偽の説明をしたり、意図的に誤解を招くような回答をすれば、米当局は、極めて厳しい対応をすることになります。

こうした違反行為に共謀したり、違反行為を行わせた場合（**cause violation**）にも、処罰の対象となり得ます。**Reflect** が **Nordic** に対して、書面で、本件機器が **EAR** 対象品目となっており、また、**BIS** が発行したライセンスにより、その使用などに対して様々な制限が課されていることを伝えたのは、**Reflect** が **Nordic** と共謀したものではないことを示す証拠となることから、**Reflect** のリスク管理上有益であったといえます。

米国外の企業（たとえば、日本をベースとしている企業）が、**EAR** 対象品目を、第三者に対してリースをする場合には、当該品目を使用する第三者に、**EAR** を順守するよう書面で通告をしておくことが、リスク管理上極めて重要です。

## 2. Avnet Asia（シンガポール企業）による違反（2021年1月29日）<sup>149</sup>

### (a) 基本的事実関係

- (1) BIS は、Avnet Asia（「Avnet」）の従業員が、EAR に基づいて規制されている電子部品を、シンガポールを経由して、Entity List に記載されている企業を含む中国およびイランに対して輸出したと指摘していた。
- (2) 同時に、司法省は、2012年から2015年にかけて米国産のパワーアンプを中国に輸出することで、米国の輸出管理法に違反する犯罪に共謀したとして、中国の国籍を持つ Cheng Bo（通称 Joe Cheng）（「Cheng」）に対する起訴状を開示した。
- (3) Cheng の元雇用者である Avnet は、Cheng を含む元従業員の行為に対する刑事責任を和解により解決するために、150万8,000ドルの和解金を支払うことに合意した。
- (4) 不起訴同意書の一部として、Avnet は、軍事用途の可能性のある米国製品を中国に出荷した Cheng の違法な共謀行為の責任を認め、さらに別の従業員が2007年から2009年にかけて、ライセンスを得ずに中国およびイランに米国製品を違法に輸出した違法行為の責任も認めた。
- (5) BIS と Avnet は、Avnet が2007年10月から2014年1月までの間53回にわたり、EAR またはイラン制裁の対象となる120万ドル以上の品目を、EAR 違反が意図されていたか、または違反が発生し得ることを知っていたにもかかわらず、発注、販売、再輸出または移転したことについて、（裁判所による司法判断を求めず）和解により解決することに合意した。

### (b) BIS による対応

BIS は、Avnet による320万ドルの和解金の支払いを発表した。

### (c) 本件の意義

BIS は、本件のプレスリリースの中で、「米国の安全保障は、BIS および BIS の輸出法執行担当部門の最優先事項であり、今後も常に最優先事項である。本日の命令および関連する司法省の措置は、輸出コンプライアンスが重要であるという強いメッセージである。EAR に違反した個人および企業は、刑事訴追、行政上の罰金またはその両方を科せられる可能性がある」と述べています。

実際に、本件では従業員の違反を理由として、企業に対し刑事訴追（不起訴合意に基づく罰金）および行政上の罰金の両方が科せられており、その総額は取引額の約4倍に及びます。

---

<sup>149</sup> <https://efoia.bis.doc.gov/index.php/documents/export-violations/export-violations-2021/1285-e2641/file>  
<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/2715-avnet-asia-press-release-2021-01-29/file>

こうした処罰を防ぐため、企業としては輸出管理規制に対する従業員の理解とコンプライアンス体制を整え、その実行を徹底していく必要があります。

### 3. Beng Sun Koh（シンガポール企業 CEO）による違反（2020年1月24日）<sup>150</sup>

#### (a) 基本的事実関係

- (1) シンガポール企業である Anh Minh Cuong Co. Ltd.の所有者兼取締役である Beng Sun Koh（「Koh」）は、同会社を通して、ECCN 3A999に分類される米国産のクロマトグラフ質量分析計および電子捕獲型検出器を、イラン国民および当該人が所有するテヘラン拠点の会社に代わって取得するよう要請された。
- (2) Koh はシンガポールの代理店を通じて要請された商品を取得した。
- (3) Koh はイラン人と共謀して、有効な OFAC または BIS のライセンスを得ずに、シンガポールからアラブ首長国連邦の貨物運送業者を経由してイランに商品を積み替えた。
- (4) Koh は 2019 年 1 月 2 日、休暇で渡米した際、ニューヨークの JFK 国際空港で輸出管理法令の執行に関与している米連邦政府各機関（OEE、HSI、DCIS）の特別捜査官によって身柄を拘束され、ワシントン DC に移送された。

#### (b) 罰則の適用

Koh は 2020 年 1 月 24 日に、禁固刑 18 カ月、12 カ月の監督付釈放、2 万 3025 ドルの資産没収、3 万 4,000 ドルの罰金、100 ドルの特殊課税を受けた上で強制送還となる。

#### (c) 本件の意義

カナダの当局が 2018 年 12 月 1 日、米国からの司法共助要請を受け、Huawei の Wanzou Meng 氏が中国からカナダ経由でメキシコに出張しようとした際、中継地のカナダで同氏の身柄を拘束したことが、各種報道機関により報道されましたが、米国による米国外の個人の身柄拘束の事例はその後も生じており<sup>151</sup>、米国の制裁や輸出管理法令等の違反の疑義を持たれている米国外の企業幹部や個人が、米国を訪問したり、あるいは、米国が司法共助協定を締結している国を訪問することになる場合には、身柄を拘束されることとなる可能性があることを示しています。

### 4. Ghaddar Machinery Co., SAL による違反（2019年11月27日）<sup>152</sup>

<sup>150</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/1005-don-t-let-this-happen-to-you-1/file> (P17)

<sup>151</sup> 本件以外にも以下の事例がある。

<https://www.justice.gov/usao-ndfl/pr/foreign-national-arrested-pensacola-international-airport-sentenced-federal-prison-0>

<sup>152</sup> <https://efoia.bis.doc.gov/index.php/documents/export-violations/export-violations-2019/1253-e2615/file>

(a) 基本的事実関係

- (1) レバノンの法人である Ghaddar Machinery Co., SAL (「Ghaddar」) は 2014 年 1 月 23 日から 2016 年 9 月 20 日頃までの間に 20 回にわたり、BIS から必要なライセンスを得ることなく、総額 73 万 6,236 ドルの EAR 対象品目をレバノンからシリアに再輸出した。
- (2) 問題となったのはレバノンで組み立てられた発電機で、当該発電機に搭載された米国産エンジンの製品総額における価額割合が 10%を超えていたために、再輸出規制の対象となった。
- (3) Ghaddar は、英国に所在する米国のサプライヤーから米国産エンジンを含むエンジンを購入した。米国産のエンジンには米国産である旨が表示されており、英国を通じて、また 2015 年頃からは米国から直接 Ghaddar に出荷されていた。
- (4) サプライヤーは、遅くとも 2014 年 1 月 7 日の時点で、Ghaddar に対し、「シリアは輸出管理規制の下で制裁対象国であるため、当社の製品、サービスおよびこれに類するものをシリア内の個人および団体に提供することはできない」旨を具体的に警告していた。
- (5) それにもかかわらず、Ghaddar は 2014 年 1 月 23 日から 2016 年 9 月 20 日頃まで、ライセンスを得ないままシリアへの再輸出に従事していた。

(b) BIS の対応

民事罰 36 万 8,000 ドルの支払いを約する和解合意 (Settlement Agreement) を締結した。

(c) 本件の意義

本件はデミニミスルールが適用された事例です。摘発に至るまでの経緯の詳細は明らかにされていませんが、デミニミスルールの適用がある商品については、摘発の可能性が実際にあることを念頭に対応していく必要があります。また、EAR 対象品目を米国から入手し、当該品目を第三者に提供する場合には、それを受領する第三者に対して、当該品目が EAR の対象品目であることを書面により通告をする制度を確立しておくことが、法令遵守上重要です。

## IV. 法令遵守体制整備に際しての留意点など

### A. 米国の輸出管理法令遵守体制整備の意義

#### 1. EAR が適用され得る広範囲な米国内外の取引

##### (a) 「EAR 対象品目」を基軸とする規制

上述の通り、輸出管理法 (ECA) および同法の施行規則として米国の輸出管理規則の中核となっている EAR は、米国の輸出管理に関する法令ではあるものの、米国内外を問わ

ず、一般に「EAR 対象品目」を扱う者が行う全ての取引に適用される規定となっています。従って、日本に本拠地を置く日本の企業の視点から見た場合、日本企業の米国内の子会社、支店、営業所、代理店などが扱う全ての品目の輸出、再輸出または移転に関する取引に対して適用されることは勿論のこと、日本に本拠地を有する企業自体が関与する取引の中に EAR 対象品目が含まれていれば、当該 EAR 対象品目に関連する取引やその他の行為に対しても、直接 EAR が適用され得る立場にあります。また、日本企業が第三国に有する子会社が、EAR 対象品目を扱う場合にも、直接 EAR が適用されます。そして、仮に米国当局が、日本など米国外の企業の特定の取引や活動が EAR に違反したと判断した場合には、そのような米国外の企業に対しても、EAR に基づく様々な罰則などが適用され得ることになります。

#### (b) 米国外の企業に EAR が適用され得る具体例

米国外の者（例えば、日本を本拠地に事業活動を行っている企業）の取引や行為に、EAR 対象品目が直接または間接的に関与し得る具体的な例としては、以下を挙げることができます。

- (i) 米国から輸入した品目を、そのまま第三国に輸出するか、日本国内で、他者に再販、転送、転売等する場合、
- (ii) 米国から輸入した品目を、米国外（例えば日本国内）で製造・生産する製品に組み込み、別の製品として他者に販売等する場合、
- (iii) 米国から輸入したソフトウェアを利用して、外国（たとえば日本国内）で別のソフトウェアと組み合わせたソフトウェアにして他者に販売等する場合、
- (iv) 米国から輸入したソフトウェアを利用して、特定の製品を製造し、当該製品を他者に販売等する場合、
- (v) 米国から特定の技術を輸入した者（米国の技術データ、技術情報、資料等の開示を得た個人、法人その他の団体等を含みます）が、米国外（例えば日本）で、当該技術の内容を他者に対して何らかの開示をする場合、
- (vi) 米国から輸入した技術を、米国外（例えば日本）の技術と一緒にして、他の国に輸出したり、米国外の同国内で、他の者に開示する場合、
- (vii) 米国から輸入したソフトウェアまたは技術を直接利用して米国外（例えば日本国内）で作られた直接製品を、第三国に輸出したり、日本国内で他者に販売その他の提供を行う場合、
- (viii) 米国のソフトウェアまたは技術を直接利用して作られた、直接製品に該当する外国の生産施設もしくは生産設備・機器を用いて、米国外（例えば日本国内）で生産された品目を、他の外国に輸出したり、日本国内で他者に転売その他の提供を行う場合。

従って、日本国内の企業が、上記のいずれかに該当する取引や活動をしている場合には、自らの事業内容から、関与する取引や活動のいかなる側面に対して EAR が適用され得るかにつき自己評価をし、それぞれの側面で EAR の規定を遵守するための体制を整備しておくことが、EAR 違反の責任を問われるリスクを低減させる有効な対策となります。

## 2. 厳しい罰則規定

米国外の者（例えば日本に本拠地を置く日本企業）であっても、**EAR**の規定に違反した場合には、以下を含む、**EAR**およびその他の法令で規定されている様々な行政罰、刑事罰が適用され得ることになります<sup>153</sup>。

(a) 行政罰

**ECA**、同法に基づく行政規則 **EAR**、命令、許可（ライセンス）などの内容に違反した者に対しては、違反行為 1 件ごとに、以下の罰則（1 つまたは複数）が適用され得る規定となっています。

- (i) 30 万ドルもしくは違反対象の取引額の 2 倍のいずれか高い方の金額以下の罰金、
- (ii) 許可（ライセンス）の取り消し、または、
- (iii) **EAR**により管理されている品目の輸出、再輸出もしくは国内移転の禁止。

(b) 刑事罰

さらに、故意に違反した者、違反しようとした者、共謀して違反行為を行った者、または、他人に違反行為をさせた者に対しては、行政罰とは別途、1 件の違反行為ごとに、以下の罰則が適用され得る規定となっています。

- (i) 100 万ドルを超えない罰金、または
- (ii) 20 年を越えない禁固刑、または
- (iii) 上記の併科。

(c) その他の罰則

**EAR**違反を行った者に対しては、以上の罰則に加え、下記の措置の対象となる場合もあります。

- (i) 違反対象物品の没収、
- (ii) 輸出許可申請の拒絶、
- (iii) **Entity List** への掲載、
- (iv) 特別指定国民（**SDN**）指定およびそれに伴う **SDN** リストへの掲載（米国内の資産凍結措置等）。

---

<sup>153</sup> ECR, Sec. 1774; 50 USC 4843.

## B. EAR 遵守のためのリスク管理対策

以下、本レポートでは、日本など米国外の国を拠点として事業活動を行う企業等が、EAR 違反となる取引を行うこととなるリスクを低減させるために有益と思われる法令遵守体制整備のための主要な要素につき、そのポイントを概説します<sup>154</sup>。

### 1. EAR 遵守のための主要な要素

EAR 対象品目を扱う企業が、EAR を遵守し、EAR 違反がもたらし得るリスク管理を行うためには、一般に主として以下の要素を含む実効的な体制を整え、それが常に機能するよう見直し、改善の作業を継続していくことが重要です。

- (a) 組織のトップを含む幹部による輸出管理法令遵守の基本姿勢の表明
- (b) 組織が直面し得るリスク評価
- (c) 輸出等管理体制・手順の文書化
- (d) 輸出管理に関する記録の作成、保存
- (e) 教育、訓練
- (f) 内部監査
- (g) 違反など不規則な取引発覚に備えた事前準備

以下、上記の各要素につき、若干の補足をします。

#### (a) 組織のトップを含む幹部による輸出管理法令遵守の基本姿勢の表明

上述の通り、米国外に本拠地を置く企業であっても、EAR 対象品目を何らかの形で扱っている、あるいは、扱い得る事業を行っている場合には、そのような事業に対して EAR が直接適用され得る立場にあります。万が一、米国当局が当該企業の特定期間や活動が、EAR に違反したと判断した場合には、当該企業やその幹部に対しても、違反の内容によっては企業の経営にまで影響を及ぼし得る厳しい罰則が適用され得ることになります。当局による捜査の結果、特定の取引や活動が、法的に EAR 違反ではなかったとされても、企業のイメージや、製品のブランドに傷がつくなど、企業にとって大きな損失を招くことにもなりかねません。

したがって、組織幹部は、その EAR 遵守の重要性を認識し、同時に、組織全体が EAR に注意を払いその遵守に務めるのが組織の基本方針であることを全社員に伝わるよう明確に伝え、組織内で「法令遵守の文化・基本姿勢」を醸成し浸透させていくことが極めて重要です。

#### (b) 組織が直面し得るリスクの点検、評価

米国外に本拠地を置く企業が EAR 違反の取引や活動に関与することとなるリスクは、当該企業が属する産業、事業内容、事業活動地域、顧客その他の取引先などにより当然異なりますが、いかなる産業に属する企業であっても、リスク評価のためには、以下の三つの側面については、現場での実情を常に把握し、どこでどのようなミスやその他の問題が生じやす

---

<sup>154</sup> BIS は、EAR 遵守のため、EAR 対象品目を取り扱う関係者は、法令遵守プログラムを策定することを奨励しています。このための資料の一つとして、Export Compliance Guidelines がインターネット上以下のリンクを通じて公開されています。<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/1641-ecp/file>



いのかにつき検討し、リスクの高い分野、側面を理解し、重点的に対処しておく必要があります。

- (i) 自らが製造、販売、供給、リースなどしている品目（物品・貨物、ソフトウェア、または技術）の内容
- (ii) 上記 (i) の品目を輸出、再輸出、移転、その他第三者に提供する場合、組織内の処理体制（担当部局、責任者、決裁者など）
- (iii) 自らの品目を提供する相手となる顧客その他の取引先の取引や活動の実態、提供品目の使用目的など

(c) 輸出等管理体制・手順の文書化

EAR 遵守体制の整備のためには、企業内で輸出、再輸出または移転などの業務を行うための組織内の処理体制（担当部局、責任者、決裁者など）が特定・確立されているとともに、企業が EAR 対象品目を含み得る品目の輸出、再輸出または移転が、EAR を含む適用法令を遵守した形で行われるための手順、判断基準、決裁者などがマニュアルやハンドブックなどの形で簡潔に分かり易く文書化し、日々の業務がそれに従って行われる環境を整えておくことが重要です。特に、手続き全体の流れをステップごとに説明したフローチャート（または、コンピュータ処理用のシステムなど）を用意しておくのが、実務上生じうるミスを少なくする観点から効果的です。

そのような手順、判断基準等の明確化の一環として、普段から以下を含む情報や事実関係をとりとまとめ、また、更新する体制を整えておくのが有益です。

- (i) 自社製品生産のために調達をしている品目につき、原産地、EAR 対象品目（EAR 対象品目である場合には、ECCN 番号）を明記したリストもしくは検索可能なデータベース、
- (ii) 自社が外部に提供する製品全てにつき、米国原産の品目が含まれているか否かをチェックし、含まれている場合には、含まれている米国原産の品目の ECCN、合計価額（およびその割合・比率）、自社製品に含まれている米国原産品目の合計の価額が 10%を超えるか否かの表示を含めたリストもしくはデータベース、
- (iii) 自社が外部に提供する製品その他の品目のうち、米国の輸出規制対象品目の技術またはソフトウェアの直接製品として、EAR 対象品目となるものを特定したもののリストもしくはデータベース、および、
- (iv) 自社が外部に提供する製品その他の品目のうち、米国の輸出規制対象品目の技術またはソフトウェアを直接利用して作られた、直接製品に該当する工場、生産施設、製造装置・機器、テスト装置・機器などにより生産された製品であることから、EAR 対象品目となるものを特定したもののリストもしくはデータベース。

さらに、企業が様々な取引を行う相手側と締結する標準契約の一部として、取引の性格や内容に応じ、EAR を含む輸出管理法令遵守に関連し各当事者が負う義務の内容を明確にするとともに、自らが負う責任の範囲を限定する内容の条項を含めておくことが重要です。こ

のような契約条項は、リスク管理の上で重要な手段となり得ますので、法令遵守体制整備の一環として普段から準備をして契約に含めておくのが有益です。

#### (d) 輸出管理に関する記録の作成、保存

EAR では、EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転その他の取引を行った者に対して、特定の関連書類を、関連する輸出、再輸出または移転などに関連する最後の取引が行われた日から 5 年間保存することが義務づけられていますので、米国外の企業であっても、EAR 対象品目を扱っている限り、EAR で規定されている種類の文書を保存する体制を、EAR の規定に従って整えておく必要があります<sup>155</sup>。

これに加え、自社の法令遵守プログラムの手順に従って行った、各種デューデリジェンスの記録や、顧客その他の取引相手との交信記録、自社内の決裁の記録なども同様に保存をしておき、将来、当局からの照会や捜査があった場合に、迅速に対応できるような体制を整えておくのが、過去の経緯や事実関係を証拠とともに正確に説明する上で、極めて有益です。

なお、EAR の対象となり得る機微な技術を扱っている企業は、当該機微技術のリストとともに、当該技術に関連して自社を訪問する外部の者の訪問記録、所属先、国籍、開示またはその他のアクセスを認めた手段・方法、開示をした技術の内容などについても、記録を残し、5 年間保存しておく制度を採用するのが、米国原産技術、または、米国原産技術を含む自社技術の「みなし輸出」「みなし再輸出」の管理を適正に行うための有効な手段となります。

なお、記録は、物理的に紙の媒体として残しておくことは義務づけられておらず、一定の条件を満たす限り、電子媒体で保存することも認められています<sup>156</sup>。

#### (e) 適用法令のモニタリング

EAR の規定やその遵守のためのガイダンスなどは頻繁に改正されており、また、ライセンス発行基準や各種条項の解釈も、米国を取り巻く国際情勢の動向に応じ、常に変化しています。いったんライセンスが発行され、輸出、再輸出、移転などが許可された取引であっても、ライセンスが有効の期間中に、追加条件が付されたり、途中で取り下げられることもありますので、そのような可能性を想定した対策を用意しておくことがリスク管理上有益です。また、EAR を所管している商務省産業安全保障局 (BIS) は、米国の各種制裁措置の一環として、突然何の前触れもなく、米国外の関係者を Entity List などに掲載することにより、EAR 対象品目の輸出、再輸出または移転のために事前許可 (ライセンス) の取得を義務づけることもあります。

EAR が適用され得る取引や活動、行為に従事している企業は、このように刻々と変化する EAR などの内容やその施行、執行の実態を注視し、企業 (組織内) の関係者に迅速に情報を共有し、必要な注意喚起をする体制を整えておくのが、法令遵守を確保し、リスク管理を行う上で重要です。

#### (f) 教育、研修、訓練

---

<sup>155</sup> 15 CFR Part 762.

<sup>156</sup> 15 CFR §762.5 (b) .

EARを含む輸出管理法令遵守のためには、企業内のあらゆるレベルで輸出管理の重要性に関する認識を共有できるように、教育、研修、訓練等の場を設けることが重要です。このための具体的な制度は、企業が属する産業や、規模、取り扱う産品、事業活動の場所などにより、様々な対応があり得ますが、事業内容に、何らかの形で米国の品目との接点があり得る企業においては、EARの広範囲な適用や、その遵守の重要性につき、少なくとも以下の異なるグループを対象とする教育、研修、訓練制度を整え、実施していくのが効果的です。

- (i) 企業のトップを含めた幹部を対象とする教育、研修、
- (ii) 企業（組織）全体を対象とする一般的な教育、研修、
- (iii) 輸出、再輸出、移転に関連する業務を現場で実施する担当者向けの実務教育、研修、訓練、
- (iv) 企業（組織）内で、輸出、再輸出、移転に関連する法令遵守体制を整えることを主たる職務とするグループ向けの教育、研修。

EARを含む輸出管理法令遵守のために行う教育、研修、訓練は、対象とするグループにより、各企業の事業内容に応じ、その頻度、説明内容などが吟味されるべきですが、企業（組織）内で、輸出、再輸出、移転関連の業務に直接携わる現場の実務担当者のグループ（上記（iii）のグループ）に対する教育、研修、訓練制度では、以下の項目を含めるのが有益です。

- (i) 輸出管理が自らの企業（組織）にとりなぜ重要かに関する説明、
- (ii) 各担当者の仕事が、いかに輸出管理の目的に貢献するものかにつき説明、
- (iii) 各担当者の現場の職務に直結した、できるだけ具体的な処理、判断内容、およびその輸出管理上の意義につき説明、
- (iv) 各担当者の具体的な責任の内容、指揮命令系統を明確に説明、
- (v) 各担当者が法令遵守を行う際、現場で直面する問題や課題を率直に提起できる場や手続きの提供、
- (vi) 疑問が生じた場合、問題が発覚した場合、直ちに報告をすべき組織内の部署、担当者、連絡先の説明、
- (vii) 輸出管理のための実務処理や問題の改善に貢献した者を評価する制度を設けること。

企業（組織）が行った各種教育、研修、訓練などについても、その記録を作成し、少なくとも5年間は保存しておくのが有益です。

#### (g) 監査

EARを含む輸出管理法令遵守制度を設けている企業（組織）は、既存の輸出管理体制が、実際に意図されたように機能しているか否か、不備な点や改善されるべき点がないか、定期的に（少なくとも毎年1回は）監査を行うことが重要です。

実際の監査は、輸出、再輸出または移転などの業務を直接日常的に処理している現場レベルでの監査と、企業（組織）全体の輸出管理法令遵守制度の監査の二つのレベルで行われるのが望ましく、監査を行った後は、その評価内容を報告書にとりまとめ、現場にフィードバックを行うとともに、（トップを含めた）企業（組織）幹部に直接報告を行う制度とするのが有効です。また、監査報告についても少なくとも5年間は保存しておくのが有益です。

(h) 不規則な取引や事態への対策

企業（組織）が、EAR を含む適切な輸出管理法令遵守の体制を整え、企業内の関係者が日々の業務を行うにあたり、いかに法令遵守に務めていても、様々な組織内外の出来事により、意図せず輸出管理法令違反の疑いのある取引を行ったり、あるいは、取引先など第三者の違反行為などに巻き込まれることがあります。企業（組織）が事業活動を続けていく上で、このような不規則な行為や事態に直面することは不可避です。企業（組織）は、法令遵守体制整備の一環として、発生し得る様々な法令違反の疑いのある取引やその他の不規則な取引や行為を早期に発見し、迅速に対応できるよう、様々な立場の関係者が具体的取るべき手順を含めた対応策を用意しておくことが、企業の不利益やダメージを最小限に食い止める上で有益です。この一環として、企業の従業員等関係者が違反の疑いのある取引やその他の不規則行為に気づいた場合や、その他の法令遵守上の懸念事項を、迅速かつ容易に報告することができる環境を整えておくことも必要になります。

具体的には、企業（組織）内の輸出管理法令遵守体制の整備に責任を有する部局が、企業（組織）の内外から、自らの企業（組織）が EAR を含む輸出管理法令違反などの疑いのある事象に関与した疑いのある情報に接した場合には、直ちに以下の項目を含む対策を検討し、必要な措置を判断、実行できる体制を整えておくことが肝要です。

- (i) 情報入手で発覚した違反の疑いのある取引や不規則行為の迅速な調査、
- (ii) (EAR 違反の疑いが濃いと判断した場合) 当局に対する自主開示 (Voluntary Self Disclosure)<sup>157</sup>の適否の検討、
- (iii) 是正措置、
- (iv) 再発防止対策 (法令遵守プログラムの改正等を含む)、
- (v) 企業（組織内）の関係者への報告・情報共有、
- (vi) 各種取引先への通報の要否およびその内容の検討、
- (vii) 報道関係やその他の対外関係者への適切な説明 (レピュテーションリスクの管理)。

また、上記 (e) でも触れた通り、これまで全く合法的に行っていた輸出、再輸出または移転の取引の相手が、米国当局による制裁等の措置により、突然 EAR に抵触することとなるリスクが発生することもあることから、企業（組織）は、このように突然発生する事態も想定した緊急対応のための手順をあらかじめ規定しておくとともに、必要とあらば取引を一方的に停止もしくは終了することができるような契約上の手当をしておくことも有益です。

---

<sup>157</sup> EAR では、EAR 違反の疑いのある取引に関与した可能性があるとして判断した者が、当該取引につき商務省当局が捜査を開始する前に、自主的にその内容を商務省 BIS に対して書面で通報し、善後策を講じることにより、BIS 当局の寛大な措置を求めるための「自主開示 (Voluntary Self-Disclosure)」の手続きが定められています。15 CFR §764.5.

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。  
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210031>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 米州課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5545  
E-mail：ORB@jetro.go.jp